

○ 国家公務員共済組合法 (昭和三十三年法律第二百二十八号) (抄)

(目的)

第一条 この法律は、国家公務員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して適切な給付を行うため、相互救済を目的とする共済組合の制度を設け、その行うこれらの給付及び福祉事業に関して必要な事項を定め、もつて国家公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的とする。

2 国及び行政執行法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。)は、前項の共済組合の健全な運営と発達が図られるように、必要な配慮を加えるものとする。

(役員の欠格条項)

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。ただし、第二十七条第二項の規定の適用を妨げない。

- 一 国務大臣、国会議員、政府職員(非常勤の者を除く。)、独立行政法人(独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員(非常勤の者を除く。)、国立大学法人等(国立大学法人法(平成十五年法律第百二十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。)の役員(非常勤の者を除く。)、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤職員

二(四) (略)

(費用負担の原則)

第九十九条 組合の給付に要する費用(前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護納付金並びに基礎年金拠出金の納付に要する費用並びに組合の事務に要する費用を含む。第三項において同じ。)のうち次の各号に規定する費用は、当該各号に定めるところにより、政令で定める職員を単位として、算定するものとする。この場合において、第三号に規定する費用については、少なくとも五年ごとに再計算を行うものとする。

一(三) (略)

2(4) (略)

5 専従職員(国家公務員法第百八条の二の職員団体又は特定独立行政法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第四条第二項若しくは労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)第二条の労働組合(以下「職員団体」と総称する。)の事務に専ら従事する職員をいう。以下この条において同じ。)である組合員(特定独立行政法人の職員である組合員を除く。)に係る第二項に規定する費用については、同項中「及び国の負担金」とあるのは、「職員団体の負担金及び国の負担金」と、同項第一号から第二号まで及び第四号中「国の負担金」とあるのは

(公庫等に転出した継続長期組合員についての特例)

- 第二百二十四条の二 組合員（長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。）が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き沖繩振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの（第四項において「公庫等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）又は組合員（長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。）が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き沖繩振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの（同項において「特定公庫等」という。）の役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等役員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）には、長期給付に関する規定（第四十一条第二項の規定を除く。）の適用については、別段の定めがあるものを除き、その者の退職は、なかつたものとみなし、その者は、当該公庫等職員又は特定公庫等役員である期間引き続き転出（公庫等職員又は特定公庫等役員となるための退職をいう。以下この条において同じ。）の際に所属していた組合員の組合員であるものとする。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第九十九条第二項中「及び国の負担金」とあるのは「公庫等又は特定公庫等の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国の負担金」とあるのは「公庫等又は特定公庫等の負担金」と、第二百二条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）」、特定独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「公庫等又は特定公庫等」と、「第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項」と、同条第四項中「職員団体」とあるのは「公庫等若しくは特定公庫等」とする。
- 2 前項前段の規定により引き続き組合員であるとされる者（以下この条において「継続長期組合員」という。）が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その翌日から、継続長期組合員の資格を喪失する。
- 一 転出の日から起算して五年を経過したとき。
 - 二 引き続き公庫等職員又は特定公庫等役員として在職しなくなったとき。
 - 三 死亡したとき。
- 3 継続長期組合員が公庫等職員として在職し、引き続き他の公庫等職員となった場合（その者が更に引き続き他の公庫等職員となった場合を含む。）、継続長期組合員が特定公庫等役員として在職し、引き続き他の特定公庫等役員となった場合（その者が更に引き続き他の特定公庫等役員となった場合を含む。）その他の政令で定める場合における前二項の規定の適用については、その者は、公庫等職員又は特定公庫等役員として引き続き在職する間、継続長期組合員であるものとみなす。

4 第一項の規定は、継続長期組合員が公庫等職員として在職し、引き続き再び組合員の資格を取得した後、その者が財務省令で定める期間内に引き続き再び同一の公庫等に公庫等職員として転出をした場合、継続長期組合員が特定公庫等役員として在職し、引き続き再び組合員の資格を取得した後、その者が財務省令で定める期間内に引き続き再び同一の特定公庫等に特定公庫等役員として転出をした場合その他の政令で定める場合については、適用しない。

5 前各項に定めるもののほか、継続長期組合員に対する長期給付に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(組合職員の取扱い)

第二百五条 組合に使用される者でその運営規則で定めるもの(以下「組合職員」という。)は、当該組合を組織する職員とみなして、この法律(第四十一条第二項及び第二百二十四条の二を除く。)の規定を適用する。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第九十条第二項中「国の負担金」とあるのは「組合の負担金」とする。

別表第三(第二百二十四条の三関係)

名称	根拠法
独立行政法人教員研修センター	独立行政法人教員研修センター法(平成十二年法律第八十八号)
独立行政法人国立高等専門学校機構	独立行政法人国立高等専門学校機構法(平成十五年法律第百十三号)
独立行政法人大学評価・学位授与機構	独立行政法人大学評価・学位授与機構法(平成十五年法律第百十四号)
独立行政法人国立大学財務・経営センター	独立行政法人国立大学財務・経営センター法(平成十五年法律第百十五号)
独立行政法人経済産業研究所	独立行政法人経済産業研究所法(平成十一年法律第二百号)
独立行政法人日本貿易保険	貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)

独立行政法人産業技術総合研究所	独立行政法人情報通信研究機構	独立行政法人酒類総合研究所	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	独立行政法人大学入試センター	独立行政法人国立青少年教育振興機構	独立行政法人国立女性教育会館	独立行政法人国立科学博物館	独立行政法人物質・材料研究機構	独立行政法人防災科学技術研究所	独立行政法人放射線医学総合研究所	独立行政法人国立美術館	独立行政法人国立文化財機構
独立行政法人産業技術総合研究所法（平成十一年法律第二百三十三号）	独立行政法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）	独立行政法人酒類総合研究所法（平成十一年法律第六十四号）	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法（平成十一年法律第六十五号）	独立行政法人大学入試センター法（平成十一年法律第六十六号）	独立行政法人国立青少年教育振興機構法（平成十一年法律第六十七号）	独立行政法人国立女性教育会館法（平成十一年法律第六十八号）	独立行政法人国立科学博物館法（平成十一年法律第七十二号）	独立行政法人物質・材料研究機構法（平成十一年法律第七十三号）	独立行政法人防災科学技術研究所法（平成十一年法律第七十四号）	独立行政法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第七十六号）	独立行政法人国立美術館法（平成十一年法律第七十七号）	独立行政法人国立文化財機構法（平成十一年法律第七十八号）

独立行政法人労働安全衛生総合研究所	独立行政法人労働安全衛生総合研究所法（平成十一年法律第八十一号）
独立行政法人国立健康・栄養研究所	独立行政法人国立健康・栄養研究所法（平成十一年法律第八十号）
独立行政法人種苗管理センター	独立行政法人種苗管理センター法（平成十一年法律第八十四号）
独立行政法人家畜改良センター	独立行政法人家畜改良センター法（平成十一年法律第八十五号）
独立行政法人水産大学校	独立行政法人水産大学校法（平成十一年法律第九十一号）
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第九十二号）
独立行政法人農業生物資源研究所	独立行政法人農業生物資源研究所法（平成十一年法律第九十三号）
独立行政法人農業環境技術研究所	独立行政法人農業環境技術研究所法（平成十一年法律第九十四号）
独立行政法人国際農林水産業研究センター	独立行政法人国際農林水産業研究センター法（平成十一年法律第九十七号）
独立行政法人森林総合研究所	独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）
独立行政法人水産総合研究センター	独立行政法人水産総合研究センター法（平成十一年法律第九十九号）
独立行政法人工業所有権情報・研修館	独立行政法人工業所有権情報・研修館法（平成十一年法律第二百一号）
独立行政法人土木研究所	独立行政法人土木研究所法（平成十一年法律第二百五号）
独立行政法人建築研究所	独立行政法人建築研究所法（平成十一年法律第二百六号）

独立行政法人交通安全環境研究所	独立行政法人海上技術安全研究所	独立行政法人港湾空港技術研究所	独立行政法人電子航法研究所	独立行政法人航海訓練所	独立行政法人海技教育機構	独立行政法人航空大学校	独立行政法人国立環境研究所	自動車検査独立行政法人	独立行政法人国立がん研究センター	独立行政法人国立循環器病研究センター	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター	独立行政法人国立国際医療研究センター
独立行政法人交通安全環境研究所法（平成十一年法律第二百七号）	独立行政法人海上技術安全研究所法（平成十一年法律第二百八号）	独立行政法人港湾空港技術研究所法（平成十一年法律第二百九号）	独立行政法人電子航法研究所法（平成十一年法律第二百十号）	独立行政法人航海訓練所法（平成十一年法律第二百十三号）	独立行政法人海技教育機構法（平成十一年法律第二百十四号）	独立行政法人航空大学校法（平成十一年法律第二百十五号）	独立行政法人国立環境研究所法（平成十一年法律第二百十六号）	自動車検査独立行政法人法（平成十一年法律第二十八号）	高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）			

独立行政法人国立成育医療研究センター

独立行政法人国立長寿医療研究センター

附 則

(郵政会社等の役職員の取扱い)

第二十条の三 当分の間、郵政会社等の役員及び郵政会社等に使用される者でその運営規則で定めるもの(以下「郵政会社等役職員」という。)をもつて組織する共済組合を設ける。

2 前項の「郵政会社等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 日本郵政株式会社
- 二 日本郵便株式会社

三 郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第九十四条に規定する郵便貯金銀行(以下この号において「郵便貯金銀行」という。)及び次に掲げる法人であつてその行う事業の内容、人的構成その他の事情を勘案して財務大臣が定めるもの

イ 郵便貯金銀行の事業の全部又は一部を譲り受けた法人

ロ 郵便貯金銀行との合併後存続する法人又は合併により設立された法人

ハ 会社分割により郵便貯金銀行の事業を承継した法人

ニ 郵便貯金銀行又はイからハまでに掲げる法人(この号の規定により財務大臣が定めたものに限る。)について政令で定める組織の再編成があつた場合における当該組織の再編成後の法人

四 郵政民営化法第二百二十六条に規定する郵便保険会社(以下この号において「郵便保険会社」という。)及び次に掲げる法人であつてその行う事業の内容、人的構成その他の事情を勘案して財務大臣が定めるもの

イ 郵便保険会社の事業の全部又は一部を譲り受けた法人

ロ 郵便保険会社との合併後存続する法人又は合併により設立された法人

ハ 会社分割により郵便保険会社の事業を承継した法人

ニ 郵便保険会社又はイからハまでに掲げる法人(この号の規定により財務大臣が定めたものに限る。)について政令で定める組織の再編成があつた場合における当該組織の再編成後の法人

五 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

3 財務大臣は、前項第三号又は第四号の規定による定めをしようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

4 第一項の規定により共済組合を設けた場合には、郵政会社等役員は職員と、同項の共済組合は組合と、郵政会社等の業務は公務とそれぞれみなして、この法律（第六十八条の二、第六十八条の三及び附則第十四条の四を除く。）の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

<p>第五条第一項</p>	<p>各省各庁の長をいう。）</p>	<p>各省各庁の長をいう。）又は郵政会社等を代表する者（同項に規定する郵政会社等を代表する者をいう。）</p>
<p>第八条第一項</p>	<p>各省各庁の長」という。）</p>	<p>各省各庁の長」という。）又は郵政会社等（附則第二十条の三第二項に規定する郵政会社等をいう。以下附則第十四条の三までにおいて同じ。）が当該郵政会社等を代表する者として財務大臣に届け出た者（以下「郵政会社等を代表する者」という。）</p>
<p>第八条第二項</p>	<p>各省各庁の長</p>	<p>特定独立行政法人の職員 各省各庁の長又は郵政会社等を代表する者</p>
<p>第十一条第二項</p>	<p>場合には</p>	<p>場合には、組合の代表者が各省各庁の長であるときは</p>
<p>第三十一条第一号</p>	<p>協議しなければ</p>	<p>協議しなければならず、組合の代表者が郵政会社等を代表する者であるときは、あらかじめ財務大臣の認可を受けなければ</p>
<p>を除く。）</p>	<p>、地方公共団体を除く。）</p>	<p>、郵政会社等の役員（非常勤の者を除く。）</p>

		く。）、地方公共団体
第三十七条第一項	特定独立行政法人	特定独立行政法人又は郵政会社等
第九十九条第一項第一号及び第三号	を除く。）を含み	並びに附則第二十条の三第四項において読み替えて適用する第四項の規定による郵政会社等の負担に係るものを除く。）を含み
第九十九条第二項	国	国又は郵政会社等
第九十九条第三項	若しくは独立行政法人国立病院機構	、独立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構
第九十九条第四項	負担する	負担し、郵政会社等は政令で定めるところにより郵政会社等が負担することとなる金額を負担する
第九十九条第五項	負担金及び国 第二号まで及び第四号	負担金及び国又は郵政会社等 第二号までの規定中「国の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」と、同項第三号中「国の負担金」とあるのは「国又は郵政会社等の負担金」と、同項第四号
第一百二条第一項及び第四項	特定独立行政法人	特定独立行政法人、郵政会社等
第一百四条第三項及び第一百五条第一項	国	国又は郵政会社等

第百一十一条第二項	掛金	掛金又はこの法律の規定による負担金若しくは延滞金（附則第二十条の四第一項に規定する日本郵政共済組合に係るものに限る。）
第百二十二条	又は特定独立行政法人	、特定独立行政法人又は郵政会社等（附則第二十条の八第一項に規定する適用法人を含む。第百二十六条の五第二項及び附則第十四条の三第五項において同じ。）
第百二十六条の五第二項	国	国又は郵政会社等
第百三十条	役員	役員又は郵政会社等を代表する者
附則第十二条第六項	国	第二十五条又は附則第二十条の四 国又は郵政会社等
附則第十四条の三第五項	国立大学法人等	国立大学法人等若しくは郵政会社等

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日
- 二 附則第九条の規定 この法律の公布の日又は独立行政法人日本医療研究開発機構法の公布の日のいずれか遅い日

○ 厚生年金保険法 (昭和二十九年法律第百十五号) (抄)

(適用事業所)

第六条 次の各号のいずれかに該当する事業所若しくは事務所(以下単に「事業所」という。)又は船舶を適用事業所とする。

一・二 (略)

三 船員法(昭和二十二年法律第百号)第一条に規定する船員(以下単に「船員」という。)として船舶所有者(船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第三条に規定する場合にあつては、同条の規定により船舶所有者とされる者。以下単に「船舶所有者」という。)に使用される者が乗り組む船舶(第五十九条の二を除き、以下単に「船舶」という。)

2 3 4 (略)

第八条の二 二以上の適用事業所(船舶を除く。)の事業主が同一である場合には、当該事業主は、厚生労働大臣の承認を受けて、当該二以上の事業所を一の適用事業所とすることができる。

2 前項の承認があつたときは、当該二以上の適用事業所は、第六条の適用事業所でなくなつたものとみなす。

(保険料)

第八十一条 政府等は、厚生年金保険事業に要する費用(基礎年金拠出金を含む。)に充てるため、保険料を徴収する。

2 保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。

3 保険料額は、標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ保険料率を乗じて得た額とする。

4 保険料率は、次の表の上欄に掲げる月分の保険料について、それぞれ同表の下欄に定める率とする。

平成十六年十月から平成十七年八月までの月分	千分の百三十九・三四
平成十七年九月から平成十八年八月までの月分	千分の百四十二・八八
平成十八年九月から平成十九年八月までの月分	千分の百四十六・四二
平成十九年九月から平成二十年八月までの月分	千分の百四十九・九六

平成二十年九月から平成二十一年八月までの月分	千分の百五十三・五〇
平成二十一年九月から平成二十二年八月までの月分	千分の百五十七・〇四
平成二十二年九月から平成二十三年八月までの月分	千分の百六十・五八
平成二十三年九月から平成二十四年八月までの月分	千分の百六十四・一二
平成二十四年九月から平成二十五年八月までの月分	千分の百六十七・六六
平成二十五年九月から平成二十六年八月までの月分	千分の百七十一・二〇
平成二十六年九月から平成二十七年八月までの月分	千分の百七十四・七四
平成二十七年九月から平成二十八年八月までの月分	千分の百七十八・二八
平成二十八年九月から平成二十九年八月までの月分	千分の百八十一・八二
平成二十九年九月以後の月分	千分の百八十三・〇〇

(育児休業期間中の保険料の徴収の特例)

第八十一条の二 育児休業等をしている被保険者（次条の規定の適用を受けている被保険者を除く。）が使用される事業所の事業主が、主務省令で定めるところにより実施機関に申出をしたときは、前条第二項の規定にかかわらず、当該被保険者に係る保険料であつてその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るものの徴収は行わない。

2 第二号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金被保険者に係る保険料について、前項の規定を適用する場合には、同項中「除く。」が使用

される事業所の事業主」とあるのは、「除く。」とする。

(産前産後休業期間中の保険料の徴収の特例)

第八十一条の二の二 産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が、主務省令で定めるところにより実施機関に申出をしたときは、第八十一条第二項の規定にかかわらず、当該被保険者に係る保険料であつてその産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るものの徴収は行わない。

2 第二号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金被保険者に係る保険料について、前項の規定を適用する場合には、同項中「被保険者が使用される事業所の事業主」とあるのは、「被保険者」とする。

(口座振替による納付)

第八十三条の二 厚生労働大臣は、納付義務者から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出があつた場合には、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することが保険料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。

(保険料等の督促及び滞納処分)

第八十六条 保険料その他この法律の規定による徴収金を滞納する者があるときは、厚生労働大臣は、期限を指定して、これを督促しなければならない。ただし、前条の規定により保険料を徴収するときは、この限りでない。

2 前項の規定によつて督促をしようとするときは、厚生労働大臣は、納付義務者に対して、督促状を発する。

3 前項の規定による督促状は、納付義務者が、健康保険法第八十条の規定によつて督促を受ける者であるときは、同法同条の規定による督促状に併記して、発することができる。

4 第二項の督促状により指定する期限は、督促状を発する日から起算して十日以上を経過した日でなければならない。ただし、前条各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

5 厚生労働大臣は、納付義務者が次の各号のいずれかに該当する場合には、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は納付義務者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区とする。以下同じ。）に対して、その処分を請求することができる。

一 第二項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しないとき。

二 前条各号のいずれかに該当したことにより納期を繰り上げて保険料納入の告知を受けた者がその指定の期限までに保険料を納付しないとき。

(徴収に関する通則)

第八十九条 保険料その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収する。

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第百条の四 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務は、機構に行わせるものとする。ただし、第三十二号から第三十四号まで及び第三十六号から第三十八号までに掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一 第六条第三項及び第八条第一項の規定による認可、第八条の二第一項の規定による承認並びに第六条第四項及び第八条第二項の規定による申請の受理

二 第十条第一項、第十一条(附則第四条の五第一項において準用する場合を含む。)及び附則第四条の五第一項の規定による認可

三 第十八条第一項の規定による確認

四 第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第一項及び第二十三条の二第一項及び第二十三条の三第一項(これらの規定を第四十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による標準報酬月額決定又は改定(第二十三条の二第一項、第二十三条の三第一項及び第二十六条第一項の規定による申出の受理を含み、第二十四条第一項(第四十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定により算定する額を報酬月額として決定又は改定する場合を含む。)

五 第二十四条の二(第四十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定によりその例によるものとされる船員保険法第十七条から第二十条まで及び第二十三条の規定による標準報酬月額決定又は改定(同法第十九条第一項の規定による申出の受理を含み、同法第二十条第二項の規定により算定する額を報酬月額として決定又は改定する場合を含む。)

六 第二十四条の四第一項(第四十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による標準賞与額の決定(第二十四条の四第二項において準用する第二十四条第一項の規定により算定する額を標準賞与額として決定する場合を含む。)

七 第二十七条(附則第四条の五第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理及び第三十条第一項(附則第四条の五第一項において準用する場合を含む。)の規定による通知

七の二 第二十八条の二第二項(同条第二項及び第三項において準用する場合を含む。)の規定による請求の受理

八 第二十九条第一項(附則第四条の五第一項において準用する場合を含む。)の規定による通知、第二十九条第三項(第三十条第二項(附則第四条の五第一項において準用する場合を含む。)及び附則第四条の五第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理並びに第二十九条第四項及び第五項(これらの規定を第三十条第二項及び附則第四条の五第一項において準用する場合を含む。)

）の規定による公告

- 九 第三十一条第一項の規定による請求の受理及び同条第二項の規定による請求の却下
- 十 第三十三条の規定による請求の受理
- 十一 第三十八条第二項の規定による申請の受理
- 十二 第三十八条の二第一項の規定による申出の受理
- 十三 第四十四条第五項の規定による認定
- 十四 第四十四条の三第一項の規定による申出の受理並びに附則第七条の三第一項及び第十三条の四第一項の規定による請求の受理
- 十五 第四十七条の二第一項の規定による請求の受理
- 十五の二 第五十条の二第五項の規定による認定
- 十六 第五十二条第二項及び第四項の規定による請求の受理
- 十七 第五十八条第二項の規定による申出の受理
- 十八 第五十九条第四項の規定による認定
- 十九 第六十七条並びに第六十八条第一項及び第二項の規定による申請の受理
- 二十 削除
- 二十一 第七十八条の二第一項及び第七十八条の四第一項の規定による請求の受理
- 二十二 第七十八条の五の規定による資料の提供
- 二十三 第七十八条の六第一項の規定による標準報酬月額額の改定又は決定及び同条第二項の規定による標準賞与額の改定又は決定
- 二十四 第七十八条の八の規定による通知
- 二十五 第七十八条の十四第一項の規定による請求の受理、同条第二項の規定による標準報酬月額額の改定及び決定並びに同条第三項の規定による標準賞与額の改定及び決定
- 二十六 第七十八条の十六の規定による通知
- 二十七 第八十一条の二第一項及び第八十一条の二の二第一項の規定による申出の受理
- 二十八 第八十三条の二の規定による申出の受理及び承認
- 二十九 第八十六条第五項の規定による国税滞納処分例による処分及び同項の規定による市町村に対する処分の請求
- 三十 第八十九条の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十六条第一項の規定の例による納入の告知、同法第四十二条において準用する民法第四百二十三条第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使、国税通則法第四十六条の規定の例による納付の猶予その他の厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問及び検査並びに搜索を除く。

- 三十一 第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法（昭和三十四年法律第四百十七号）第四百十一条の規定による質問及び検査並びに同法第四百十二条の規定による捜索
- 三十二 第九十五条の規定による戸籍事項に関する証明書の受領
- 三十三 第九十六条第一項（附則第二十九条第九項において準用する場合を含む。）の規定による命令及び質問
- 三十四 第九十七条第一項の規定による命令及び診断
- 三十五 第九十八条第一項から第四項まで（同項を附則第二十九条第九項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理及び第九十八条第三項の規定による書類その他の物件の受領
- 三十六 第一百条第一項（附則第二十九条第九項において準用する場合を含む。）の規定による命令並びに質問及び検査
- 三十七 第一百条の二第二項から第四項までの規定による資料の提供の求め（第三十二号に掲げる証明書の受領を除く。）
- 三十八 次条第二項の規定による報告の受理
- 三十九 附則第四条の三第一項及び第四項の規定による申出の受理
- 四十 附則第七条の二第一項及び第二項の規定による確認
- 四十一 附則第九条の二第一項の規定による請求の受理
- 四十二 附則第二十九条第一項の規定による請求の受理
- 四十三 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限
- 2 機構は、前項第二十九号に掲げる国税滞納処分等の例による処分及び同項第三十一号に掲げる権限（以下「滞納処分等」という。）その他同項各号に掲げる権限のうち厚生労働省令で定める権限に係る事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に当該権限の行使に必要な情報を提供するとともに、厚生労働大臣自らその権限を行うよう求めることができる。
- 3 厚生労働大臣は、前項の規定による求めがあつた場合において必要があると認めるとき、又は機構が天災その他の事由により第一項各号に掲げる権限に係る事務の全部若しくは一部を行うことが困難若しくは不相当となつたと認めるときは、同項各号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うものとする。
- 4 厚生労働大臣は、前項の規定により第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を自ら行うこととし、又は前項の規定により自ら行つてゐる第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を行わないこととするとき（次項に規定する場合を除く。）は、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、第三項の規定により自ら行うこととした滞納処分等について、機構から引き継いだ当該滞納処分等の対象となる者が特定されている場合には、当該者に対し、厚生労働大臣が当該者に係る滞納処分等を行うこととなる旨その他の厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。

6 厚生労働大臣が、第三項の規定により第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を自ら行うこととし、又は第三項の規定により自ら行つてい
る第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を行わないこととする場合における同項各号に掲げる権限に係る事務の引継ぎその他の必要な事項
は、厚生労働省令で定める。

7 前各項に定めるもののほか、機構による第一項各号に掲げる権限に係る事務の実施又は厚生労働大臣による同項各号に掲げる権限の行使に関し
必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(財務大臣への権限の委任)

第百条の五 厚生労働大臣は、前条第三項の規定により滞納処分等及び同条第一項第三十号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うこととした場
合におけるこれらの権限並びに同号に規定する厚生労働省令で定める権限のうち厚生労働省令で定めるもの（以下この条において「滞納処分等そ
他の処分」という。）に係る納付義務者が滞納処分等その他の処分の執行を免れる目的でその財産について隠ぺいしているおそれがあることそ
他の政令で定める事情があるため保険料その他この法律の規定による徴収金の効果的な徴収を行う上で必要があると認めるときは、政令で定め
るところにより、財務大臣に、当該納付義務者に関する情報その他必要な情報を提供するとともに、当該納付義務者に係る滞納処分等その他の処
分の権限の全部又は一部を委任することができる。

2 財務大臣は、前項の委任に基づき、滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を行つたときは、厚生労働省令で定めるところにより、滞納
処分等その他の処分の執行の状況及びその結果を厚生労働大臣に報告するものとする。

3 前条第五項の規定は、第一項の委任に基づき、財務大臣が滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を行う場合の財務大臣による通知につ
いて準用する。この場合において、必要な技術的読替えその他滞納処分等その他の処分の対象となる者に対する通知に関し必要な事項は、厚生労
働省令で定める。

4 財務大臣が、第一項の委任に基づき、滞納処分等その他の処分の権限の全部若しくは一部を行うこととし、又は同項の委任に基づき行つてい
る滞納処分等その他の処分の権限の全部若しくは一部を行わないこととする場合における滞納処分等その他の処分の権限に係る事務の引継ぎその他
の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

5
6
7 (略)

(機構が行う滞納処分等に係る認可等)

第百条の六 機構は、滞納処分等を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けるとともに、次条第一項に規定する滞納処分等実施規程
に従い、徴収職員に行わせなければならない。

2 前項の徴収職員は、滞納処分等に係る法令に関する知識並びに実務に必要な知識及び能力を有する機構の職員のうちから、厚生労働大臣の認可

を受けて、機構の理事長が任命する。

3 機構は、滞納処分等をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、その結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。

(滞納処分等実施規程の認可等)

第百条の七 機構は、滞納処分等の実施に関する規程（以下この条において「滞納処分等実施規程」という。）を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 滞納処分等実施規程には、差押えを行う時期、差押えに係る財産の選定方法その他の滞納処分等の公正かつ確実な実施を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める事項を記載しなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の認可をした滞納処分等実施規程が滞納処分等の公正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、機構に対し、その滞納処分等実施規程を変更すべきことを命ずることができる。

(機構への事務の委託)

第百条の十 厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務を行わせるものとする。

一 第二十五条の規定による価額の決定に係る事務（当該決定を除く。）

二 第二十八条の規定による記録に係る事務（当該記録を除く。）

三 第三十一条の二の規定による情報の通知に係る事務（当該通知を除く。）

四 第三十二条（附則第二十九条第九項において準用する場合を含む。）の規定による裁定に係る事務（第百条の四第一項第十号に掲げる請求の受理及び当該裁定を除く。）

五 第三十七条第一項（附則第二十九条第九項において準用する場合を含む。）及び第三十七条第三項の規定による請求の内容の確認に係る事務

六 第三十八条第一項及び第二項の規定による年金たる保険給付の支給の停止に係る事務（第百条の四第一項第十一号に掲げる申請の受理及び当該支給の停止に係る決定を除く。）

七 第三十八条の二第一項及び第二項の規定による年金たる保険給付の支給の停止に係る事務（第百条の四第一項第十二号に掲げる申出の受理及び当該支給の停止に係る決定を除く。）

八 第四十条の二（附則第二十九条第九項において準用する場合を含む。）の規定による不正利得の徴収に係る事務（第百条の四第一項第二十九号から第三十一号までに掲げる権限を行使する事務及び次条第一項の規定により機構が行う収納、第八十六条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに第三十一号及び第三十三号に掲げる事務を除く。）

九 第四十二条並びに附則第七条の三第三項、第八条及び第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の支給に係る事務（第百条の四第一項第

二十 第七十三条の二及び第七十五条（附則第二十九条第九項において準用する場合を含む。）の規定による保険給付の支給に係る事務（当該保険給付の裁定を除く。）

二十一 第七十四条の規定による障害厚生年金の額の改定に係る事務（当該改定に係る決定を除く。）

二十二 第七十六条第一項の規定による遺族厚生年金の支給に係る事務（当該遺族厚生年金の裁定を除く。）

二十三 第七十七条の規定による年金たる保険給付の支給の停止に係る事務（当該支給の停止に係る決定を除く。）

二十四 第七十八条第一項の規定による保険給付の支払の一時差止めに係る事務（当該支払の一時差止めに係る決定を除く。）

二十五 第七十八条の七の規定による記録に係る事務（当該記録を除く。）

二十六 第七十八条の十第一項の規定による老齢厚生年金及び同条第二項の規定による障害厚生年金の額の改定に係る事務（当該改定に係る決定を除く。）

二十七 第七十八条の十五の規定による記録に係る事務（当該記録を除く。）

二十八 第七十八条の十八第一項の規定による老齢厚生年金及び同条第二項において準用する第七十八条の十第二項の規定による障害厚生年金の額の改定に係る事務（当該改定に係る決定を除く。）

二十九 第八十一条第一項、第八十一条の二第二項及び第八十五条の規定による保険料の徴収に係る事務（第百条の四第一項第二十七号から第三十一号までに掲げる権限を行使する事務及び次条第一項の規定により機構が行う収納、第八十六条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに次号、第三十一号及び第三十三号に掲げる事務を除く。）

三十 第八十三条第二項及び第三項の規定による納付に係る事務（納期を繰り上げて納入の告知又は納付をしたものとみなす決定及びその旨の通知を除く。）

三十一 第八十六条第一項及び第二項の規定による督促に係る事務（当該督促及び督促状を発すること（督促状の発送に係る事務を除く。）を除く。）

三十二 第八十七条第一項及び第四項の規定による延滞金（同条第六項の規定により保険料とみなされた第四十条の二の規定による徴収金に係るものを含む。）の徴収に係る事務（第百条の四第一項第二十九号から第三十一号までに掲げる権限を行使する事務及び次条第一項の規定により機構が行う収納、第八十六条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに前号及び第三十三号に掲げる事務を除く。）

三十二の二 第百条の二第一項の規定による情報の提供に係る事務（当該情報の提供を除く。）

三十三 第百条の四第一項第三十号に規定する厚生労働省令で定める権限に係る事務（当該権限を行使する事務を除く。）

三十四 削除

三十五 附則第二十八条の三第一項の規定による特例老齢年金の支給に係る事務（当該特例老齢年金の裁定を除く。）

三十六 附則第二十八条の四第一項の規定による特例遺族年金の支給に係る事務（当該特例遺族年金の裁定を除く。）
三十七 附則第二十九条第二項の規定による脱退一時金の支給に係る事務（第百条の四第一項第四十二号に掲げる請求の受理及び当該脱退一時金の裁定を除く。）

三十八 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第二百三条その他の厚生労働省令で定める法律の規定による求めに応じたこの法律の実施に
関し厚生労働大臣が保有する情報の提供に係る事務（当該情報の提供及び厚生労働省令で定める事務を除く。）

三十九 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事務

2 厚生労働大臣は、機構が天災その他の事由により前項各号に掲げる事務の全部又は一部を実施することが困難又は不適當となつたと認めるときは、同項各号に掲げる事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

3 前二項に定めるもののほか、機構又は厚生労働大臣による第一項各号に掲げる事務の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 三 （略）

四 第五条の規定並びに附則第八条及び第九条の規定並びに附則第十八条中厚生労働省設置法第七条第一項第四号の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。） 平成二十七年四月一日

○ 民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

（債権者代立権）

第四百二十三条 債権者は、自己の債権を保全するため、債務者に属する権利を行使することができる。ただし、債務者の一身に専属する権利は、この限りでない。

2 債権者は、その債権の期限が到来しない間は、裁判上の代位によらなければ、前項の権利を行使することができない。ただし、保存行為は、この限りでない。

（詐害行為取消権）

第四百二十四条 債権者は、債務者が債権者を害することを知つてした法律行為の取消しを裁判所に請求することができる。ただし、その行為によ

つて利益を受けた者又は転得者がその行為又は転得の時に於いて債権者を害すべき事実を知らなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定は、財産権を目的としない法律行為については、適用しない。

○ 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）（抄）

（災害等による期限の延長）

第十一条 国税庁長官、国税不服審判所長、国税局長、税務署長又は税関長は、災害その他やむを得ない理由により、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認めるときは、政令で定めるところにより、その理由のやんだ日から二月以内に限り、当該期限を延長することができる。

（納税の告知）

第三十六条 税務署長は、国税に関する法律の規定により次に掲げる国税（その滞納処分費を除く。以下次条において同じ。）を徴収しようとするときは、納税の告知をしなければならない。

- 一 賦課課税方式による国税（過少申告加算税、無申告加算税及び前条第三項に規定する重加算税を除く。）
- 二 源泉徴収による国税でその法定納期限までに納付されなかったもの
- 三 自動車重量税でその法定納期限までに納付されなかったもの
- 四 登録免許税でその法定納期限までに納付されなかったもの

2 前項の規定による納税の告知は、税務署長が、政令で定めるところにより、納付すべき税額、納期限及び納付場所を記載した納税告知書を送達して行う。ただし、担保として提供された金銭をもつて消費税等を納付させる場合その他政令で定める場合には、納税告知書の送達に代え、当該職員に口頭で当該告知をさせることができる。

（債権者代位権及び詐害行為取消権）

第四十二条 民法第四百二十三条（債権者代位権）及び第四百二十四条（詐害行為取消権）の規定は、国税の徴収に関して準用する。

（納税の猶予の要件等）

第四十六条 税務署長（第四十三条第一項ただし書、第三項若しくは第四項又は第四十四条第一項（国税の徴収の所轄庁）の規定により税関長又は国税局長が国税の徴収を行う場合には、その税関長又は国税局長。以下この章において「税務署長等」という。）は、震災、風水害、落雷、火災

その他これらに類する災害により納税者がその財産につき相当な損失を受けた場合において、その者がその損失を受けた日以後一年以内に納付すべき国税で次に掲げるものがあるときは、政令で定めるところにより、その災害のやんだ日から二月以内にされたその者の申請に基づき、その納期限（納税の告知がされていない源泉徴収による国税については、その法定納期限）から一年以内の期間（第三号に掲げる国税については、政令で定める期間）を限り、その国税の全部又は一部の納税を猶予することができる。

一 次に掲げる国税の区分に応じ、それぞれ次に定める日以前に納税義務の成立した国税（消費税及び政令で定めるものを除く。）で、納期限（納税の告知がされていない源泉徴収による国税については、その法定納期限）がその損失を受けた日以後に到来するもののうち、その申請の日以前に納付すべき税額の確定したもの

イ 源泉徴収による国税並びに申告納税方式による消費税等（保税地域からの引取りに係るものにあつては、石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）第十七条第三項（引取りに係る原油等についての石油石炭税の納付）の規定により納付すべき石油石炭税に限る。）、航空機燃料税、電源開発促進税及び印紙税 その災害のやんだ日の属する月の末日

ロ イに掲げる国税以外の国税 その災害のやんだ日

二 その災害のやんだ日以前に課税期間が経過した課税資産の譲渡等に係る消費税でその納期限がその損失を受けた日以後に到来するものうちその申請の日以前に納付すべき税額の確定したもの

三 予定納税に係る所得税その他政令で定める国税でその納期限がその損失を受けた日以後に到来するもの

2 税務署長等は、次の各号のいずれかに該当する事実がある場合（前項の規定の適用を受ける場合を除く。）において、その該当する事実に基づき、納税者がその国税を一時に納付することができないと認められるときは、その納付することができないと認められる金額を限度として、納税者の申請に基づき、一年以内の期間を限り、その納税を猶予することができる。前項の規定による納税の猶予をした場合において、同項の災害を受けたことにより、その猶予期間内に猶予をした金額を納付することができないと認めるときも、また同様とする。

一 納税者がその財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったこと。

二 納税者又はその者と生計を一にする親族が病氣にかかり、又は負傷したこと。

三 納税者がその事業を廃止し、又は休止したこと。

四 納税者がその事業につき著しい損失を受けたこと。

五 前各号の一に該当する事実が事実があつたこと。

3 税務署長等は、次の各号に掲げる国税（延納に係る国税を除く。）の納税者につき、当該各号に定める税額に相当する国税を一時に納付することができない理由があると認められる場合には、その納付することができないと認められる金額を限度として、その国税の納期限内にされたその者の申請（税務署長等においてやむを得ない理由があると認める場合には、その国税の納期限後にされた申請を含む。）に基づき、その納期限から一年以内の期間を限り、その納税を猶予することができる。

- 一 申告納税方式による国税（その附帯税を含む。）その法定申告期限から一年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合における当該確定した部分の税額
- 二 賦課課税方式による国税（その延滞税を含み、第六十九条（加算税の税目）に規定する加算税及び過怠税を除く。）その課税標準申告書の提出期限（当該申告書の提出を要しない国税については、その納税義務の成立の日）から一年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合における当該確定した部分の税額
- 三 源泉徴収による国税（その附帯税を含む。）その法定納期限から一年を経過した日以後に納税告知書の送達があつた場合における当該告知書に記載された納付すべき税額
- 四 税務署長等は、前二項の規定による納税の猶予をする場合には、その猶予に係る国税の納付については、その猶予をする期間内において、その猶予に係る金額をその者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付させることができる。この場合においては、分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額を定めるものとする。
- 五 税務署長等は、第二項又は第三項の規定による納税の猶予をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保を徴さなければならぬ。ただし、その猶予に係る税額が百万円以下である場合、その猶予の期間が三月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。
- 六 税務署長等は、前項の規定により担保を徴する場合において、その猶予に係る国税につき滞納処分により差し押さえた財産（租税条約等（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第二条第二号（定義）に規定する租税条約等をいう。以下この項及び第六十三条第五項において同じ。）の規定に基づき当該租税条約等の相手国等（同法第二条第三号に規定する相手国等をいう。以下同じ。）に共助対象国税（同法第十一条の二第一項（国税の徴収の共助）に規定する共助対象国税をいう。以下この項及び第六十三条第五項において同じ。）の徴収の共助又は徴収のための財産の保全の共助を要請した場合における当該相手国等が当該共助対象国税について当該相手国等の法令に基づき差押えに相当する処分をした財産及び担保の提供を受けた財産を含む。）があるときは、その担保の額は、その猶予をする金額からその財産の価額を控除した額を限度とする。
- 七 税務署長等は、第二項又は第三項の規定により納税の猶予をした場合において、その猶予をした期間内にその猶予をした金額を納付することができないやむを得ない理由があると認めるときは、納税者の申請に基づき、その期間を延長することができる。ただし、その期間は、既にその者につきこれらの規定により納税の猶予をした期間とあわせて二年を超えないことができる。
- 八 第四項の規定は、税務署長等が、前項の規定により第二項又は第三項の規定による納税の猶予をした期間を延長する場合について準用する。
- 九 税務署長等は、第四項（前項において準用する場合を含む。）の規定によりその猶予に係る金額を分割して納付させる場合において、納税者が第四十七条第一項（納税の猶予の通知等）の規定により通知された分割納付の各納付期限ごとの納付金額をその納付期限までに納付することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるとき又は第四十九条第一項（納税の猶予の取消し）の規定により猶予期間を短縮したときは、

その分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額を変更することができる。

(納付委託)

第五十五条 納税者が次に掲げる国税を納付するため、国税の納付に使用することができる証券以外の有価証券を提供して、その証券の取立てとその他の取り立てた金銭による当該国税の納付を委託しようとする場合には、税務署(第四十三条第一項ただし書、第三項若しくは第四項又は第四十四条第一項(国税の徴収の所轄庁)の規定により税関長又は国税局長が国税の徴収を行う場合には、その税関又は国税局。以下この条において同じ。)の当該職員は、その証券が最近において確実に取り立てることができるものであると認められるときに限り、その委託を受けることができる。この場合において、その証券の取立てにつき費用を要するときは、その委託をしようとする者は、その費用の額に相当する金額をあわせて提供しなければならない。

- 一 納税の猶予又は滞納処分に関する猶予に係る国税
- 二 納付の委託をしようとする有価証券の支払期日以後に納期限の到来する国税
- 三 前二号に掲げる国税のほか、滞納に係る国税で、その納付につき納税者が誠実な意思を有し、かつ、その納付の委託を受けることが国税の徴収上有利と認められるもの
- 2 税務署の当該職員は、前項の委託を受けたときは、納付受託証書を交付しなければならない。
- 3 第一項の委託があつた場合において、必要があるときは、税務署の当該職員は、確実と認める金融機関にその取立て及び納付の再委託をすることができる。
- 4 第一項の委託があつた場合において、その委託に係る有価証券の提供により同項第一号に掲げる国税につき国税に関する法律の規定による担保の提供の必要がないと認められるに至つたときは、その認められる限度において当該担保の提供があつたものとすることができる。

(納税の猶予等の場合の延滞税の免除)

第六十三条 第四十六条第一項若しくは第二項第一号、第二号若しくは第五号(同項第一号又は第二号に該当する事実に係る部分に限る。)(災害等による納税の猶予)の規定による納税の猶予(以下この項において「災害等による納税の猶予」という。)若しくは国税徴収法第百五十三条第一項(滞納処分の停止)の規定による滞納処分の執行の停止をした場合又は第四十六条第二項第三号、第四号若しくは第五号(同項第三号又は第四号に該当する事実に係る部分に限る。)(若しくは第三項の規定による納税の猶予(以下この項において「事業の廃止等による納税の猶予」という。))若しくは同法第百五十一条第一項若しくは第百五十一条の二第一項(換価の猶予の要件等)の規定による換価の猶予をした場合には、その猶予又は停止をした国税に係る延滞税のうち、それぞれ、その災害等による納税の猶予若しくは当該執行の停止をした期間に対応する部分の金額に相当する金額又はその事業の廃止等による納税の猶予若しくは当該換価の猶予をした期間(当該国税の納期限

の翌日から二月を経過する日後の期間に限る。)に対応する部分の金額の二分の一に相当する金額は、免除する。ただし、第四十九条第一項(納税の猶予の取消し)(同法第五十二条第三項 又は第四項 (換価の猶予に係る分割納付、通知等)において準用する場合を含む。)又は同法第百五十四条第一項(滞納処分停止の取消し)の規定による取消しの基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日以後の期間に対応する部分の金額については、国税局長、税務署長又は税関長は、その免除をしないことができる。

2 第十一条(期限の延長)の規定により国税の納期限を延長した場合には、その国税に係る延滞税のうちその延長をした期間に対応する部分の金額は、免除する。

3 納税の猶予又は国税徴収法第五十一条第一項若しくは第五十一条の二第二項の規定による換価の猶予をした場合において、納税者が次の各号のいずれかに該当するときは、国税局長、税務署長又は税関長は、その猶予をした国税に係る延滞税(前二項の規定による免除に係る部分を除く。以下この項において同じ。)につき、猶予をした期間(当該国税を当該期間内に納付しなかつたことについてやむを得ない理由があると国税局長、税務署長又は税関長が認める場合には、猶予の期限の翌日から当該やむを得ない理由がやんだ日までの期間を含む。)に対応する部分の金額でその納付が困難と認められるものを限度として、免除することができる。

一 納税者の財産の状況が著しく不良で、納期又は弁済期の到来した地方税若しくは公課又は債務について軽減又は免除をしなければ、その事業の継続又は生活の維持が著しく困難になると認められる場合において、その軽減又は免除がされたとき。

二 納税者の事業又は生活の状況によりその延滞税の納付を困難とするやむを得ない理由があると認められるとき。

4 第二十三条第五項ただし書(更正の請求と国税の徴収との関係)その他の国税に関する法律の規定により国税の徴収を猶予した場合には、その猶予をした国税に係る延滞税につき、その猶予をした期間のうち当該国税の納期限の翌日から二月を経過する日後の期間(前三項の規定により延滞税の免除がされた場合には、当該免除に係る期間に該当する期間を除く。)に対応する部分の金額の二分の一に相当する金額は、免除する。

5 国税局長、税務署長又は税関長は、滞納に係る国税の全額を徴収するために必要な財産につき差押え(租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等に共助対象国税の徴収の共助又は徴収のための財産の保全の共助を要請した場合における当該相手国等が当該共助対象国税について当該相手国等の法令に基づいて行う差押えに相当する処分を含む。以下この項において同じ。)をし、又は納付すべき税額に相当する担保の提供(租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等に共助対象国税の徴収の共助又は徴収のための財産の保全の共助を要請した場合における当該相手国等が当該共助対象国税について当該相手国等の法令に基づいて受ける担保の提供を含む。以下この項において同じ。)を受けた場合には、その差押え又は担保の提供に係る国税を計算の基礎とする延滞税につき、その差押え又は担保の提供がされている期間のうち、当該国税の納期限の翌日から二月を経過する日後の期間(前各項の規定により延滞税の免除がされた場合には、当該免除に係る期間に該当する期間を除く。)に対応する部分の金額の二分の一に相当する金額を限度として、免除することができる。

6 国税局長、税務署長又は税関長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に規定する国税に係る延滞税(前各項の規定による免除に係る部分を除く。)につき、当該各号に掲げる期間に対応する部分の金額を限度として、免除することができる。

一 第五十五条第三項（納付委託）（第五十二条第六項（保証人からの徴収）又は国税徴収法第三十二条第三項（第二次納税義務者からの徴収）において準用する場合を含む。）の規定による有価証券の取立て及び国税の納付の再委託を受けた金融機関が当該有価証券の取立てをすべき日後に当該国税の納付をした場合（同日後にその納付があつたことにつき当該有価証券の取立てを委託した者の責めに帰すべき事由がある場合を除く。） 同日の翌日からその納付があつた日までの期間

二 納税貯蓄組合法（昭和二十六年法律第四百十五号）第六条第一項（租税納付の委託）の規定による国税の納付の委託を受けた同法第二条第二項（定義）に規定する指定金融機関（国税の収納をすることができるものを除く。）がその委託を受けた日後に当該国税の納付をした場合（同日後にその納付があつたことにつき納税者の責めに帰すべき事由がある場合を除く。） 同日の翌日からその納付があつた日までの期間

三 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、国税を納付することができない事由が生じた場合 その事由が生じた日からその事由が消滅した日以後七日を経過した日までの期間

四 前三号のいずれかに該当する事実に類する事実が生じた場合で政令で定める場合 政令で定める期間

（納税証明書の交付等）

第二百二十三条 国税局長、税務署長又は税関長は、国税に関する事項のうち納付すべき税額その他政令で定めるものについての証明書の交付を請求する者があるときは、その者に関するものに限る、政令で定めるところにより、これを交付しなければならない。

2 前項の証明書の交付を請求する者は、政令で定めるところにより、証明書の枚数を基準として定められる手数料を納付しなければならない。

○ 国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七号）（抄）

（滞納処分費の納入の告知）

第三百十八条 国税が完納された場合において、滞納処分費につき滞納者の財産を差し押えようとするときは、税務署長は、政令で定めるところにより、滞納者に対し、納入の告知をしなければならない。

（質問及び検査）

第四百十一条 徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第四百四十六条の二及び第四百八十八条第二号において同じ。）を検査することができる。

- 一 滞納者
- 二 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者
- 三 滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者
- 四 滞納者が株主又は出資者である法人

(搜索の権限及び方法)

- 第四百十二条 徴収職員は、滞納処分のため必要があるときは、滞納者の物又は住居その他の場所につき搜索することができる。
- 2 徴収職員は、滞納処分のため必要がある場合には、次の各号の一に該当するときに限り、第三者の物又は住居その他の場所につき搜索することができる。
 - 一 滞納者の財産を所持する第三者がその引渡をしないとき。
 - 二 滞納者の親族その他の特殊関係者が滞納者の財産を所持すると認めるに足りる相当の理由がある場合において、その引渡をしないとき。
 - 3 徴収職員は、前二項の搜索に際し必要があるときは、滞納者若しくは第三者に戸若しくは金庫その他の容器の類を開かせ、又は自らこれらを開くため必要な処分をすることができる。

(滞納処分の停止の要件等)

第五十三条 税務署長は、滞納者につき次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

- 一 滞納処分の執行及び租税条約等（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第二条第二号（定義）に規定する租税条約等をいう。）の規定に基づく当該租税条約等の相手国等（同条第三号に規定する相手国等をいう。）に対する共助対象国税（同法第十一条の二第一項（国税の徴収の共助）に規定する共助対象国税をいう。）の徴収の共助の要請による徴収（以下この項において「滞納処分の執行等」という。）をすることができる財産がないとき。
 - 二 滞納処分の執行等を行うことによつてその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
 - 三 その所在及び滞納処分の執行等を行うことができる財産がともに不明であるとき。
- 2 税務署長は、前項の規定により滞納処分の執行を停止したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。
 - 3 税務署長は、第一項第二号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その停止に係る国税について差し押さえた財産があるときは、その差押えを解除しなければならない。
 - 4 第一項の規定により滞納処分の執行を停止した国税を納付する義務は、その執行の停止が三年間継続したときは、消滅する。
 - 5 第一項第一号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その国税が限定承認に係るものであるとき、その他その国税を徴収するこ

とができないことが明らかであるときは、税務署長は、前項の規定にかかわらず、その国税を納付する義務を直ちに消滅させることができる。

○ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）（抄）

（不正利得の徴収等）

第五十八条 偽りその他不正の行為によつて保険給付を受けた者があるときは、保険者は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の場合において、事業主が虚偽の報告若しくは証明をし、又は第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関において診療に従事する第六十四条に規定する保険医若しくは第八十八条第一項に規定する主治の医師が、保険者に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その保険給付が行われたものであるときは、保険者は、当該事業主、保険医又は主治の医師に対し、保険給付を受けた者に連帯して前項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。

3 保険者は、第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為によつて療養の給付に関する費用の支払又は第八十五条第五項（第八十五条の二第五項及び第八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第八十八条第六項（第一百一十一条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第一百十条第四項の規定による支払を受けたときは、当該保険医療機関若しくは保険薬局又は指定訪問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

（一部負担金）

第七十四条 第六十三条第三項の規定により保険医療機関又は保険薬局から療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該給付につき第七十六条第二項又は第三項の規定により算定した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

- 一 七十歳に達する日の属する月以前である場合 百分の三十
- 二 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） 百分の二十
- 三 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、政令で定めるところにより算定した報酬の額が政令で定める額以上であるとき 百分の三十

2 保険医療機関又は保険薬局は、前項の一部負担金（第七十五条の二第一項第一号の措置が採られたときは、当該減額された一部負担金の支払を受けるべきものとし、保険医療機関又は保険薬局が善良な管理者と同一の注意をもつてその支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお療養

の給付を受けた者が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、保険者は、当該保険医療機関又は保険薬局の請求に基づき、この法律の規定による徴収金の例によりこれを処分することができる。

(傷病手当金又は出産手当金と報酬等との調整)

第八八条 疾病にかかり、負傷し、又は出産した場合において報酬の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金又は出産手当金を支給しない。ただし、その受けることができる報酬の額が、傷病手当金又は出産手当金の額より少ないときは、その差額を支給する。

2 傷病手当金の支給を受けるべき者が、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき厚生年金保険法による障害厚生年金の支給を受けることができるときは、傷病手当金は、支給しない。ただし、その受けることができる障害厚生年金の額(当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づき国民年金法による障害基礎年金の支給を受けることができるときは、当該障害厚生年金の額と当該障害基礎年金の額との合算額)につき厚生労働省令で定めるところにより算定した額が、傷病手当金の額(前項ただし書の場合においては、同項ただし書に規定する報酬の額と同項ただし書に規定する差額との合算額)より少ないときは、その差額(その差額が同項ただし書に規定する差額より多いときは、同項ただし書に規定する差額)を支給する。

3 傷病手当金の支給を受けるべき者が、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき厚生年金保険法による障害手当金の支給を受けることができるときは、当該障害手当金の支給を受けることとなった日からその者がその日以後に傷病手当金の支給を受けるとする場合の当該傷病手当金の額(第一項ただし書の場合においては、同項ただし書に規定する報酬の額と同項ただし書に規定する差額との合算額)の合計額が当該障害手当金の額に達するに至る日までの間、傷病手当金は、支給しない。ただし、当該合計額が当該障害手当金の額に達するに至った日において当該合計額が当該障害手当金の額を超えるときは、その差額(その差額が同項ただし書に規定する差額より多いときは、同項ただし書に規定する差額)については、この限りでない。

4 傷病手当金の支給を受けるべき者(第四四条の規定により受けるべき者であつて、政令で定める要件に該当するものに限る。)が、国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金である給付その他の老齢又は退職を支給事由とする年金である給付であつて政令で定めるもの(以下この項及び次項において「老齢退職年金給付」という。)の支給を受けることができるときは、傷病手当金は、支給しない。ただし、その受けることができる老齢退職年金給付の額(当該老齢退職年金給付が二以上あるときは、当該二以上の老齢退職年金給付の額の合算額)につき厚生労働省令で定めるところにより算定した額が、傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給する。

5 保険者は、前三項の規定により傷病手当金の支給を行うにつき必要があると認めるときは、老齢退職年金給付の支払をする者(次項において「年金保険者」という。)に対し、第二項の障害厚生年金若しくは障害基礎年金、第三項の障害手当金又は前項の老齢退職年金給付の支給状況につ

き、必要な資料の提供を求めることができる。

6 年金保険者（厚生労働大臣を除く。）は、厚生労働大臣の同意を得て、前項の規定による資料の提供の事務を厚生労働大臣に委託して行わせることができる。

第九十九条 前条第一項に規定する者が、疾病にかかり、負傷し、又は出産した場合において、その受けることができるはずであった報酬の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金又は出産手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金又は出産手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金又は出産手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金又は出産手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定により保険者が支給した金額は、事業主から徴収する。

（保険料）

第五十五条 保険者等は、健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金並びに健康保険組合においては、第七十三条の規定による拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、協会が管掌する健康保険の任意継続被保険者に関する保険料は、協会が徴収する。

（保険料の繰上徴収）

第七十二条 保険料は、次に掲げる場合においては、納期前であっても、すべて徴収することができる。

- 一 納付義務者が、次のいずれかに該当する場合
- イ 国税、地方税その他の公課の滞納によって、滞納処分を受けるとき。
- ロ 強制執行を受けるとき。
- ハ 破産手続開始の決定を受けたとき。
- ニ 企業担保権の実行手続の開始があつたとき。
- ホ 競売の開始があつたとき。
- 二 法人である納付義務者が、解散をした場合
- 三 被保険者の使用される事業所が、廃止された場合

（保険料等の督促及び滞納処分）

第百八十条 保険料その他この法律の規定による徴収金(第二百四条の二第一項及び第二百四条の六第一項を除き、以下「保険料等」という。)を滞納する者(以下「滞納者」という。)があるときは、保険者等(被保険者が協会が管掌する健康保険の任意継続被保険者である場合、協会が管掌する健康保険の被保険者若しくは日雇特別被保険者であつて第五十八条、第七十四条第二項及び第九十九条第二項(第四百九十九条においてこれらの規定を準用する場合を含む。))の規定による徴収金を納付しなければならぬ場合又は解散により消滅した健康保険組合の権利を第二十六条第四項の規定により承継した場合であつて当該健康保険組合の保険料等で未収のものに係るものがあるときは協会、被保険者が健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者である場合は当該健康保険組合、これら以外の場合は厚生労働大臣をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。)(は、期限を指定して、これを督促しなければならない。ただし、第七十二条の規定により保険料を徴収するときは、この限りでない。

2 前項の規定によつて督促をしようとするときは、保険者等は、納付義務者に対して、督促状を発する。

3 前項の督促状により指定する期限は、督促状を発する日から起算して十日以上を経過した日でなければならない。ただし、第七十二条各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

4 保険者等は、納付義務者が次の各号のいずれかに該当する場合には、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は納付義務者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村(特別区を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区とする。第六項において同じ。))に対して、その処分を請求することができる。

一 第一項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに保険料等を納付しないとき。

二 第七十二条各号のいずれかに該当したことにより納期を繰り上げて保険料納入の告知を受けた者がその指定の期限までに保険料を納付しないとき。

5 前項の規定により協会又は健康保険組合が国税滞納処分の例により処分を行う場合においては、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
6 市町村は、第四項の規定による処分の請求を受けたときは、市町村税の例によつてこれを処分することができる。この場合においては、保険者は、徴収金の百分の四に相当する額を当該市町村に交付しなければならない。

(徴収に関する通則)

第百八十三条 保険料等は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収する。

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第二百四条 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務(第百八十一条の三第一項の規定により協会が行うこととされたもの、前条第一項の規定により市町村長が行うこととされたもの及び第二百四条の七第一項に規定するものを除く。)(は、日本年金機構(以下「機構」という。))に行わせるものとする。ただし、第十八号から第二十号までに掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

- 一 第三条第一項第八号の規定による承認
- 二 第三条第二項ただし書(同項第一号及び第二号に係る部分に限る。)の規定による承認
- 三 第三十一条第一項及び第三十三条第一項の規定による認可(健康保険組合に係る場合を除く。)、第三十四条第一項の規定による承認(健康保険組合に係る場合を除く。)並びに第三十一条第二項及び第三十三条第二項の規定による申請の受理(健康保険組合に係る場合を除く。)
- 四 第三十九条第一項の規定による確認
- 五 第四十一条第一項、第四十二条第一項、第四十三条第一項、第四十三条の二第一項及び第四十三条の三第一項の規定による標準報酬月額決定又は改定(第四十三条の二第二項及び第四十三条の三第一項の規定による申出の受理を含み、第四十四条第一項の規定により算定する額を報酬月額として決定又は改定する場合を含む。)
- 六 第四十五条第一項の規定による標準賞与額の決定(同条第二項において準用する第四十四条第一項の規定により算定する額を標準賞与額として決定する場合を含む。)
- 七 第四十八条(第六十八條第二項)において準用する場合を含む。の規定による届出の受理及び第五十条第一項の規定による通知
- 八 第四十九条第一項の規定による認可に係る通知(健康保険組合に係る場合を除く。)、同条第三項の規定による届出の受理(健康保険組合に係る場合を除く。)並びに同条第四項及び第五項の規定による公告(健康保険組合に係る場合を除く。)
- 九 第四十九条第一項の規定による確認又は標準報酬の決定若しくは改定に係る通知、同条第三項(第五十条第二項)において準用する場合を含む。()の規定による届出の受理並びに第四十九条第四項及び第五項(第五十条第二項)においてこれらの規定を準用する場合を含む。()の規定による公告
- 十 第五十一条第一項の規定による請求の受理及び同条第二項の規定による請求の却下
- 十一 第二百二十六条第一項の規定による申請の受理、同条第二項の規定による交付及び同条第三項の規定による日雇特例被保険者手帳の受領
- 十二 第二百五十九条及び第五十九条の三の規定による申出の受理
- 十三 第六十六条(第六十九條第八項)において準用する場合を含む。()の規定による申出の受理及び承認
- 十四 第七十一条第一項及び第三項の規定による報告の受理
- 十五 第八十条第四項の規定による国税滞納処分()の例による処分及び同項の規定による市町村に対する処分の請求
- 十六 第八十三条の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第三十六条第一項の規定の例による納入の告知、同法第四十二条において準用する民法第四百二十三條第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使、国税通則法第四十六条の規定の例による納付の猶予その他の厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問及び検査並びに搜索を除く。)
- 十七 第八十三条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法(昭和三十四年法律第四百十七号)第四百十一条の規定による質問及び検査並びに同法第四百十二条の規定による搜索

十八 第九十七條第一項の規定による報告、文書の提示その他この法律の施行に必要な事務を行わせること並びに同条第二項の規定による申出及び届出並びに文書の提出をさせること。

十九 第九十八條第一項の規定による命令並びに質問及び検査（健康保険組合に係る場合を除く。）

二十 第九十九條第一項の規定による資料の提供の求め

二十一 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限

2 機構は、前項第十五号に掲げる国税滞納処分等の例による処分及び同項第十七号に掲げる権限（以下「滞納処分等」という。）その他同項各号に掲げる権限のうち厚生労働省令で定める権限に係る事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に当該権限の行使に必要な情報を提供するとともに、厚生労働大臣自らその権限を行うよう求めることができる。

3 厚生労働大臣は、前項の規定による求めがあった場合において必要があると認めるとき、又は機構が天災その他の事由により第一項各号に掲げる権限に係る事務の全部若しくは一部を行うことが困難若しくは不相当となつたと認めるときは、同項各号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うものとする。

4 厚生年金保険法第百条の四第四項から第七項までの規定は、機構による第一項各号に掲げる権限に係る事務の実施又は厚生労働大臣による同項各号に掲げる権限の行使について準用する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、大正十五年七月一日から施行する。ただし、保険給付及び費用の負担に関する規定は、大正十六年一月一日から施行する。

○ 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（抄）

（二部負担金）

第五十五条 第五十三条第六項の規定により保険医療機関又は保険薬局から療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該給付につき第五十八条第二項又は第三項の規定により算定した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。ただし、その者が、下船後の療養補償に相当する療養の給付を受けるときは、この限りでない。

一 七十歳に達する日の属する月以前である場合 百分の三十

二 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） 百分の二十

三 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、政令で定めるところにより算定した報酬の額が政令で定める額以上であるとき百分の三十

2 保険医療機関又は保険薬局は、前項の一部負担金(第五十七条第一項第一号に掲げる措置が採られたときは、当該減額された一部負担金の支払を受けるべきものとし、保険医療機関又は保険薬局が善良な管理者と同一の注意をもってその支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお療養の給付を受けた者が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、協会は、当該保険医療機関又は保険薬局の請求に基づき、この法律の規定による徴収金の例によりこれを処分することができる。

(傷病手当金と報酬等との調整)

第七十条 疾病にかかり、又は負傷した場合において報酬の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる報酬の額が、傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給する。

2 傷病手当金の支給を受けるべき者が、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の規定による障害厚生年金の支給を受けることができるときは、傷病手当金は、支給しない。ただし、その受けることができる障害厚生年金の額(当該障害厚生年金と同一の事由に基づき国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の規定による障害基礎年金の支給を受けることができるときは、当該障害厚生年金の額と当該障害基礎年金の額との合算額)につき厚生労働省令で定めるところにより算定した額が、傷病手当金の額(前項ただし書の場合においては、同項ただし書に規定する報酬の額と同項ただし書に規定する差額との合算額)より少ないときは、その差額(その差額が同項ただし書に規定する差額より多いときは、同項ただし書に規定する差額)を支給する。

3 傷病手当金の支給を受けるべき者が、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき厚生年金保険法の規定による障害手当金の支給を受けることができるときは、当該障害手当金の支給を受けることとなつた日からその者がその日以後に傷病手当金の支給を受けるとする場合の当該傷病手当金の額(第一項ただし書の場合においては、同項ただし書に規定する報酬の額と同項ただし書に規定する差額との合算額)の合計額が当該障害手当金の額に達するに至る日までの間、傷病手当金は、支給しない。ただし、当該合計額が当該障害手当金の額に達するに至つた日において当該合計額が当該障害手当金の額を超えるときは、その差額(その差額が同項ただし書に規定する差額より多いときは、同項ただし書に規定する差額)については、この限りでない。

4 傷病手当金の支給を受けるべき者(疾病任意継続被保険者及び疾病任意継続被保険者であつた者に限る。)が、国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金である給付その他の老齢又は退職を支給事由とする年金である給付であつて政令で定めるもの(以下この項及び次項において「老齢退職年金給付」という。)の支給を受けることができるときは、傷病手当金は、支給しない。ただし、その受けることができる老齢退職年金給付の額(当該老齢退職年金給付が二以上あるときは、当該二以上の老齢退職年金給付の額の合算額)につき厚生労働省令で定めるところにより算定した額

が、傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給する。

5 協会は、前三項の規定により傷病手当金の支給を行うにつき必要があると認めるときは、老齢退職年金給付の支払をする者(次項において「年金保険者」という。)に対し、第二項の障害厚生年金若しくは障害基礎年金、第三項の障害手当金又は前項の老齢退職年金給付の支給状況につき、必要な資料の提供を求めることができる。

6 年金保険者(厚生労働大臣を除く。)は、厚生労働大臣の同意を得て、前項の規定による資料の提供の事務を厚生労働大臣に委託して行わせることができる。

第七十一条 前条第一項に規定する者が、疾病にかかり、又は負傷した場合において、その受けることができるはずであった報酬の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定により協会が支給した金額は、船舶所有者から徴収する。

(出産手当金)

第七十四条 被保険者又は被保険者であつた者が出産したときは、出産の日以前において船員法第八十七条の規定により職務に服さなかつた期間及び出産の日後五十六日以内において職務に服さなかつた期間、出産手当金として、一日につき、標準報酬日額の三分の二に相当する金額(その金額に、五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。)を支給する。

2 被保険者であつた者がその資格を喪失した日後の期間に係る前項の規定による出産手当金の支給を受けるには、被保険者であつた者が第十二条の規定によりその資格を喪失した日前に出産したこと又は同条の規定によりその資格を喪失した日より六月以内に出産したこと及び被保険者であつた期間が支給要件期間であることを要する。

3 第七十条第一項及び第七十一条の規定は、出産手当金の支給について準用する。

(保険料の徴収)

第一百四十四条 厚生労働大臣は、船員保険事業に要する費用(前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、保険料を徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、疾病任意継続被保険者に関する保険料は、協会が徴収する。

(保険料の繰上徴収)

第三十一条 保険料は、次に掲げる場合においては、納期前であっても、すべて徴収することができる。

- 一 納付義務者が、次のいずれかに該当する場合
 - イ 国税、地方税その他の公課の滞納によって、滞納処分を受けるとき。
 - ロ 強制執行を受けるとき。
 - ハ 破産手続開始の決定を受けたとき。
 - ニ 企業担保権の実行手続の開始があったとき。
 - ホ 競売の開始があったとき。
- 二 法人である納付義務者が、解散をした場合
- 2 前項の規定は、被保険者の乗り組み、又は乗り組むべき船舶について船舶所有者の変更があった場合及び被保険者の乗り組み、又は乗り組むべき船舶が滅失し、沈没し、又は全く運航に堪えなくなるに至った場合について準用する。

(保険料等の督促及び滞納処分)

第三十二条 保険料その他この法律の規定による徴収金(第五十三条の二第一項及び第五十三条の六第一項を除き、以下「保険料等」という。)を滞納する者があるときは、厚生労働大臣又は協会(被保険者が疾病任意継続被保険者である場合又は第四十七条、第五十五条第二項及び第七十一条第二項(第七十四条第三項において準用する場合を含む。))の規定による徴収金を納付しなければならぬ場合は協会、これら以外の場合は厚生労働大臣をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。)は、期限を指定して、これを督促しなければならない。ただし、前条の規定により保険料を徴収するときは、この限りでない。

- 2 前項の規定によつて督促をしようとするときは、厚生労働大臣又は協会は、納付義務者に対して、督促状を発する。
- 3 前項の督促状により指定する期限は、督促状を発する日から起算して十日以上を経過した日でなければならない。ただし、前条第一項各号のいずれかに該当したとき、又は被保険者の乗り組み、若しくは乗り組むべき船舶につき船舶所有者の変更があったとき若しくは被保険者の乗り組み、若しくは乗り組むべき船舶が滅失し、沈没し、若しくは全く運航に堪えなくなるに至ったときは、この限りでない。
- 4 厚生労働大臣又は協会は、納付義務者が次の各号のいずれかに該当する場合には、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は納付義務者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村(特別区を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区とする。第六項において同じ。)に対して、その処分を請求することができる。
 - 一 第一項の規定による督促を受けた者が、その指定の期限までに保険料等を納付しないとき。

二 前条第一項各号のいずれかに該当したことにより納期を繰り上げて保険料納入の告知を受けた者が、その指定の期限までに保険料を納付しないとき。

5 前項の規定により協会が国税滞納処分の例により処分を行う場合においては、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

6 市町村は、第四項の規定による処分の請求を受けたときは、市町村税の例によってこれを処分することができる。この場合において、協会は、徴収金の百分の四に相当する額を当該市町村に交付しなければならない。

(徴収に関する通則)

第三百三十七条 保険料等は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収する。

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第五百三十三条 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務(第三百二十五条第一項の規定により協会が行うこととされたもの及び第五百三十三条の六の二第一項に規定するものを除く。)は、日本年金機構(以下「機構」という。)に行わせるものとする。ただし、第十二号から第十四号までに掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

九 第三百三十二条第四項の規定による国税滞納処分の例による処分及び同項の規定による市町村に対する処分の請求

十 第三百三十七条の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第三十六条第一項の規定の例による納入の告知、同法第四十二条において準用する民法第四百二十三条第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使、国税通則法第四十六条の規定の例による納付の猶予その他の厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問及び検査並びに搜索を除く。)

十一 第三百三十七条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法(昭和三十四年法律第四百七十七号)第四百四十一条の規定による質問及び検査並びに同法第四百十二条の規定による搜索

2 機構は、前項第九号に掲げる国税滞納処分の例による処分及び同項第十号に掲げる権限(以下「滞納処分等」という。)その他同項各号に掲げる権限のうち厚生労働省令で定める権限に係る事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に当該権限の行使に必要な情報を提供するとともに、厚生労働大臣自らその権限を行うよう求めることができる。

3 厚生労働大臣は、前項の規定による求めがあった場合において必要があると認めるとき、又は機構が天災その他の事由により第一項各号に掲げる権限に係る事務の全部若しくは一部を行うことが困難若しくは不適當となつたと認めるときは、同項各号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うものとする。

附則

(施行期日)

第一条 本法施行ノ期日ハ保険給付及費用ノ負担ニ関スル規定並ニ其ノ他ノ規定ニ付各別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

○ 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三百一十一号）（抄）

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

○ 健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）（抄）

(法第二百四条の二第一項の政令で定める事情)

第六十三条 法第二百四条の二第一項の政令で定める事情は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一・二 (略)

三 納付義務者が滞納している保険料等（法第二百四条の二第一項に規定する保険料等をいう。次号、第六十四条の四、第六十四条の五、第六十四条の七、第六十四条の八第一項及び第六十四条の九において同じ。）の額（納付義務者が、厚生年金保険法の規定による保険料、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三百一十一号）の規定による特例納付保険料その他これらの法律の規定による徴収金を滞納しているときは、当該滞納している保険料、拠出金、特例納付保険料又はこれらの法律の規定による徴収金の合計額を加算した額）が厚生労働省令で定める金額以上であること。

四 (略)

附則

(都道府県単位保険料率の算定方法の特例等)

第七条 平成二十五年及び平成二十六年において、第四十五条の二第一号二中「一の事業年度において取り崩すことが見込まれる準備金の額その他健康保険事業」とあるのは、「健康保険事業」とする。

2 協会については、平成二十五年度及び平成二十六年度においては、第四十六条第一項の規定は適用しない。

(平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法に係る特例)

第八条 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（次条において「旧児童手当法」という。）第二十条の拠出金に関する第六十三条の規定の適用については、同条第三号中「昭和四十六年法律第七十三号」とあるのは、「昭和四十六年法律第七十三号。平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法を含む。」とする。

(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法に係る特例)

第八条の二 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条の拠出金に関する第六十三条の規定の適用については、同条第三号中「昭和四十六年法律第七十三号」とあるのは、「昭和四十六年法律第七十三号。平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法を含む。」とする。

(法附則第八条の三の規定により読み替えられた法第六十条第三項第三号の政令で定める額)

第九条 法附則第八条の三の規定により読み替えられた法第六十条第三項第三号の政令で定める額は、平成二十二年度から平成二十四年度までの各事業年度ごとに法第七条の三十一の規定による短期借入金金の償還に要する費用の額に充てるべき額として、当該各事業年度の前事業年度末における同条第二項ただし書の規定による短期借入金金の借換えの予定額その他の厚生労働省令で定める額を基礎として、協会が管掌する健康保険の財政状況、当該各事業年度の初日から平成二十五年三月三十一日までの期間等を勘案して、厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める額とする。

○ 予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号）（抄）

（資金前渡のできる経費の指定）

第五十一条 会計法第十七条の規定により主任の職員に現金支払をさせるため、その資金を当該職員に前渡することができるのは、次に掲げる経費に限る。ただし、第四号に掲げる経費（庁中常用の雑費に限る。以下この条において同じ。）及び第七号に掲げる経費に充てる資金について主任の職員において手持ちすることができる金額は、第四号に掲げる経費に充てる資金にあつては三百万円を、第七号に掲げる経費に充てる資金にあつては同号に規定する直営又は請負の区分ごとにそれぞれ五百万円を限度とする。

一〇七の三（略）

七の四 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十一条第一項若しくは第六十九条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二百二十五条第一項若しくは厚生年金保険法第八十二条第一項の規定により政府が事業主若しくは船舶所有者として負担すべき保険料又は徴収法第十五条第一項、第二項若しくは第四項、第十六条、第十七条、第十九条第三項若しくは第五項若しくは第二十三条第一項若しくは児童手当法第二十条第二項の規定により政府が事業主若しくは一般事業主として納付すべき保険料若しくは拠出金
八〇十三（略）

附則 抄

第十一条 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）の規定が適用される場合における第五十一条の規定の適用については、同条第六号中「及び」とあるのは「並びに」と、「よる児童手当」とあるのは「よる児童手当及び平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年子ども手当支給法」という。）の規定による子ども手当」と、同条第七号の四中「第二十条第二項」とあるのは「第二十条第二項（平成二十二年子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用する児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法第二十条第二項を含む。）」とする。

② 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七七号）の規定が適用される場合における第五十一条の規定の適用については、同条第六号中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による児童手当」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七七号。以下「平成二十三年子ども手当支給特別措置法」という。）の規定による子ども手当」と、同条第七号の四中「第二十条第二項」とあるのは「第二十条第二項（平成二十三年子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用する児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法第二十条第二項を含む。）」とする。

○ 船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）（抄）

(法第五十三條の二第一項の政令で定める事情)

第三十四條 法第五十三條の二第一項の政令で定める事情は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一・二 (略)

三 納付義務者が滞納している保険料等(法第五十三條の二第一項に規定する保険料等をいう。次号、第三十八條、第三十九條、第四十一條、第四十二條第一項及び第四十三條において同じ。)の額(納付義務者が、厚生年金保険法の規定による保険料、児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の規定による拠出金、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第三百十一号)の規定による特例納付保険料その他これらの法律の規定による徴収金を滞納しているときは、当該滞納している保険料、拠出金、特例納付保険料又はこれらの法律の規定による徴収金の合計額を加算した額)が厚生労働省令で定める金額以上であること。

四 (略)

附則

(平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法に係る特例)

第八條 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)第二十條第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号)附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一條の規定による改正前の児童手当法(次條において「旧児童手当法」という。)第二十條の拠出金に関する第三十四條の規定の適用については、同條第三号中「昭和四十六年法律第七十三号」とあるのは、「昭和四十六年法律第七十三号。平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)第二十條第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号)附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一條の規定による改正前の児童手当法を含む。」とする。

(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法に係る特例)

第九條 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号)第二十條第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二條の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十條の拠出金に関する第三十四條の規定の適用については、同條第三号中「昭和四十六年法律第七十三号」とあるのは、「昭和四十六年法律第七十三号。平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号)第二十條第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号)附則第十二條の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一條の規定による改正前の児童手当法を含む。」とする。

○ 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第一百十号）（抄）

（法第百条の五第一項に規定する政令で定める事情）

第四条の二 法第百条の五第一項に規定する政令で定める事情は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一・二 （略）

三 納付義務者が滞納している保険料その他法の規定による徴収金の額（納付義務者が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による保険料又は船員保険法の規定による保険料、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三百一十一号）の規定による特例納付保険料その他これらの法律の規定による徴収金（厚生労働省令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）を滞納しているときは、当該滞納している保険料、拠出金、特例納付保険料又はこれらの法律による徴収金の合計額を加算した額）が厚生労働省令で定める金額以上であること。

四 （略）

附 則 抄

（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法に係る特例）

2 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（次項において「旧児童手当法」という。）第二十条の拠出金に関する第四条の二の規定の適用については、同条第三号中「昭和四十六年法律第七十三号」とあるのは、「昭和四十六年法律第七十三号。平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法を含む。」とする。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法に係る特例）

3 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条の拠出金に関する第四条の二の規定の適用については、同条第三号中「昭和四十六年法律第七十三号」とあるのは、「昭和四十六年法律第七十三号。平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の

規定による改正前の児童手当法を含む。」とする。

○ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）（抄）

（補助金等とする給付金の指定）

第二条 法第二条第一項第四号に規定する給付金で政令で定めるものは、次に掲げるもの（第四十六号から第一百五十七号第百六十九号までにあつては、当該各号に掲げる予算の目又はこれに準ずるものの経費の支出によるもの）とする。

- 一 農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）第百五十条の三第一項に規定する交付金
- 二 農業改良助長法（昭和二十三年法律第六十五号）第六条第一項に規定する協同農業普及事業交付金
- 三 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百十八条第一項（同法第三百二十二条において準用する場合を含む。）に規定する交付金
- 四 電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第七十一条の三第九項（同法第七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。）の規定による交付金
- 五 植物防疫法（昭和二十五年法律第五百一十一号）第三十五条第一項に規定する交付金
- 六 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）第七条又は第十一条の規定による交付金
- 七 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第二条第一項に規定する交付金
- 八 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第十三条第二項の規定による交付金
- 九 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第百九十五条第一項に規定する交付金
- 十 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第七条の三第二項に規定する交付金
- 十一 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四百四十四号）第二条第四項の規定による給付金
- 十二 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第九条第二項に規定する交付金
- 十三 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第十二条第一項に規定する交付金
- 十四 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第七十二条に規定する調整交付金
- 十五 激甚じん災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五百十号）第三条第一項及び第四条第五項の規定による交付金
- 十六 漁船損害補償法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第四十六号）附則第五項、漁船損害補償法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第五十五号）附則第三項及び漁船損害等補償法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十六号）附則第五条に規定する交付金
- 十七 石炭鉱業の構造調整の推進等の石炭対策の総合的な実施のための関係法律の整備等に関する法律（平成四年法律第二十三号）附則第五条第一

項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による廃止前の石炭鉱業再建整備臨時措置法(昭和四十二年法律第四十九号)第十条第一項の規定による損失補償金

十八 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第九十五条第一項に規定する交付金

十九 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第一百一十号)第五十条の規定による交付金

二十 発電用施設周辺地域整備法(昭和四十九年法律第七十八号)第七条(同法第十条第四項において準用する場合を含む。)に規定する交付金

二十一 防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律(昭和四十九年法律第一百一十号)第九条第二項に規定する特定防衛施設周辺整備調整交付金

二十二 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第九十五条第一項及び附則第五条の規定による交付金

二十三 港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)第三十五条の規定による交付金

二十四 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第四十五条の規定による交付金

二十五 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成四年法律第六十三号)第二十三条の規定による交付金

二十六 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成五年法律第七十六号)第三十四条の規定による交付金

二十七 特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律(平成六年法律第七十八号)第二十一条の規定による交付金

二十八 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第二百二十二条第一項及び第二百二十二条の二の規定による交付金

二十九 沖繩振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第二百五条の三第二項に規定する交付金

三十 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第四十七条第二項に規定する交付金

三十一 独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第八十二号)第二十一条第一項及び第二十二条第一項の規定による交付金

三十二 次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第二十号)第十一条第一項に規定する交付金

三十三 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第十三条第一項に規定する交付金

三十四 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成十七年法律第七十九号)第七条第二項に規定する交付金

三十五 石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)第三十二条第一項の規定による交付金のうち同法の規定により独立行政法人環境再生保全機構が行う業務の事務の執行に要する費用に係るもの

三十六 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律(平成十八年法律第十六号)第十九条第一項に規定する交付金

三十七 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成十九年法律第四十八号)第六条第二項に規定する交付金

三十八 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律(平成十九年法律第五十二号)第十九条第二項に規定する交付金

三十九 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成十九年法律第六十七号)第六条に規定する再編交付金

四十 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成二十年法律第三十二号)第六条第二項に規定する交付金

- 四十一 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第十五条の規定による交付金
- 四十二 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号)第二十三条に規定する交付金
- 四十三 東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)第七十八条第二項に規定する交付金
- 四十四 特定 \square 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(平成二十三年法律第二百二十六号)第三十八条の規定による交付金
- 四十五 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第三十六条第二項に規定する交付金
- 四十六 不発弾等処理交付金
- 四十七 啓発宣伝事業等委託費
- 四十八 特別支援教育就学奨励費交付金(第十一号に掲げる給付金に該当するものを除く。)
- 四十九 社会事業学校等経営委託費
- 五十 生活保護指導監査委託費
- 五十一 身体障害者福祉促進事業委託費
- 五十二 衛生関係指導者養成等委託費(医務衛生関係指導者養成等委託のうち救急医療施設医師研修会の委託に係るものを除く。)
- 五十三 遺族及留守家族等援護事務委託費のうち戦傷病者福祉事業助成委託及び昭和館運営委託に係るもの
- 五十四 中山間地域等直接支払交付金
- 五十五 水産業改良普及事業交付金
- 五十六 後進地域特例法適用団体等補助率差額及び後進地域特例法適用団体補助率差額
- 五十七 石油貯蔵施設立地対策等交付金
- 五十八 国連・障害者の十年記念施設運営委託費
- 五十九 電源立地等推進対策交付金
- 六十 原子力施設等防災対策等交付金
- 六十一 森林整備地域活動支援交付金
- 六十二 電源立地地域対策交付金(第二十号に掲げる給付金に該当するものを除く。)
- 六十三 循環型社会形成推進交付金
- 六十四 農業・食品産業強化対策整備交付金
- 六十五 農業・食品産業強化対策推進交付金
- 六十六 離島漁業再生支援交付金
- 六十七 自然環境整備交付金

- 六十八 医療提供体制施設整備交付金
- 六十九 地域住宅交付金(第三十四号に掲げる給付金に該当するものを除く。)
- 七十 労働時間等設定改善推進助成金
- 七十一 障害者自立支援対策臨時特例交付金
- 七十二 農山漁村活性化対策整備交付金(第三十七号に掲げる給付金に該当するものを除く。)
- 七十三 農山漁村活性化対策推進交付金(第三十七号に掲げる給付金に該当するものを除く。)
- 七十四 食の安全・消費者の信頼確保対策推進交付金
- 七十五 食の安全・消費者の信頼確保対策整備交付金
- 七十六 森林整備・林業等振興推進交付金
- 七十七 水産業強化対策推進交付金
- 七十八 生物多様性保全推進交付金
- 七十九 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金
- 八十 地域活性化・生活対策臨時交付金
- 八十一 地方消費者行政活性化交付金
- 八十二 子育て支援対策臨時特例交付金
- 八十三 緊急雇用創出事業臨時特例交付金
- 八十四 妊婦健康診査臨時特例交付金
- 八十五 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金
- 八十六 地域活性化・公共投資臨時交付金
- 八十七 地域活性化・経済危機対策臨時交付金
- 八十八 地域自殺対策緊急強化交付金
- 八十九 防災情報通信設備整備事業交付金
- 九十 高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金
- 九十一 医療施設耐震化臨時特例交付金
- 九十二 未承認薬等審査迅速化臨時特例交付金
- 九十三 新型インフルエンザワクチン開発・生産体制整備臨時特例交付金
- 九十四 地域医療再生臨時特例交付金

- 九十五 緊急人材育成・就職支援事業臨時特例交付金
- 九十六 介護職員処遇改善等臨時特例交付金
- 九十七 介護基盤緊急整備等臨時特例交付金
- 九十八 社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金
- 九十九 地域活性化・きめ細かな臨時交付金
- 百 情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金
- 百一 過疎地域等自立活性化推進交付金
- 百二 農山漁村地域整備交付金
- 百三 過疎地域事業補助率差額
- 百四 地域活性化交付金
- 百五 介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金
- 百六 地域自主戦略交付金(第十三号、第二十四号又は第三十八号に掲げる給付金に該当するものを除く。)
- 百七 情報通信利用環境整備推進交付金
- 百八 北方領土隣接地域振興等事業補助率差額
- 百九 農山漁村六次産業化対策推進交付金
- 百十 農山漁村六次産業化対策整備交付金
- 百十一 都市農村交流等対策推進交付金
- 百十二 都市農村交流等対策整備交付金
- 百十三 農地・水保全管理支払交付金
- 百十四 森林整備・林業等振興整備交付金
- 百十五 水産業強化対策整備交付金
- 百十六 社会資本整備総合交付金(第二十号、第三十四号又は第三十八号に掲げる給付金に該当するものを除く。)
- 百十七 受動喫煙防止対策助成金
- 百十八 災害発生県内消防応援活動費交付金
- 百十九 原子力災害緊急消防援助隊等活動費交付金
- 百二十 被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金
- 百二十一 被災農家経営再開支援交付金

- 百二十二 被災私立高等学校等教育環境整備支援臨時特例交付金
- 百二十三 革新的医療機器創出促進等臨時特例交付金
- 百二十四 被災地健康支援臨時特例交付金
- 百二十五 電力基盤高度化等対策交付金
- 百二十六 放射線監視設備整備臨時特別交付金
- 百二十七 原子力災害影響調査等交付金
- 百二十八 農林水産基盤整備事業後進地域特例法適用団体補助率差額
- 百二十九 原子力災害健康管理施設整備交付金
- 百三十 原子力発電施設周辺地域防災対策交付金
- 百三十一 地域経済活性化・雇用創出臨時交付金
- 百三十二 地域経済循環創成事業交付金
- 百三十三 防災・安全社会資本整備交付金(第三十号、第三十四号又は第三十八号に掲げる給付金に該当するものを除く。)
- 百三十四 生物多様性保全回復施設整備交付金
- 百三十五 福島定住等緊急支援交付金
- 百三十六 森林・山村多面的機能発揮対策交付金
- 百三十七 水産多面的機能発揮対策交付金
- 百三十八 特定非営利活動法人等運営力強化交付金
- 百三十九 原子力災害避難指示区域消防活動費交付金
- 百四十 防災対策推進農山漁村地域整備交付金
- 百四十一 防災対策推進後進地域特例法適用団体補助率差額
- 百四十二 防災対策推進社会資本整備総合交付金
- 百四十三 地域活性化・効果実感臨時交付金
- 百四十四 地域少子化対策強化交付金
- 百四十五 女性活躍推進交付金
- 百四十六 福島再生加速化交付金(第四十五号に掲げる給付金に該当するものを除く。)
- 百四十七 地域医療対策支援臨時特例交付金
- 百四十八 年金生活者支援給付金支給準備市町村事務取扱交付金

- 百四十九 農村地域資源等保全推進交付金
- 百五十 農村地域資源等保全整備交付金
- 百五十一 多面的機能支払交付金
- 百五十二 治山事業後進地域特例法適用団体補助率差額
- 百五十三 道路整備事業後進地域特例法適用団体補助率差額
- 百五十四 港湾整備事業後進地域特例法適用団体補助率差額
- 百五十五 農業農村整備事業後進地域特例法適用団体補助率差額
- 百五十六 森林整備事業後進地域特例法適用団体補助率差額
- 百五十七 水産基盤整備事業後進地域特例法適用団体補助率差額
- 百五十八 地域再生戦略交付金
- 百五十九 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金
- 百六十 地域女性活躍推進交付金
- 百六十一 地方消費者行政推進交付金
- 百六十二 生活基盤施設耐震化等交付金
- 百六十三 保育所等整備交付金
- 百六十四 森林整備加速化・林業再生整備交付金
- 百六十五 森林整備加速化・林業再生推進交付金
- 百六十六 廃棄物処理施設整備交付金
- 百六十七 鳥獣捕獲等事業交付金
- 百六十八 福島原子力災害復興交付金
- 百六十九 中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金

○ 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）（抄）

（不正利得の徴収）

第十四条 偽りその他不正の手段により児童手当の支給を受けた者があるときは、市町村長は、地方税の滞納処分等の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等)

第二十二條 市町村長は、児童福祉法第五十六條第三項の規定により費用を徴収する場合又は同条第八項若しくは第九項の規定により地方税の滞納処分により処分することができる費用を徴収する場合において、第七條(第十七條第一項において読み替えて適用する場合を含む。)の認定を受けた受給資格者が同法第五十六條第三項の規定により徴収する費用を支払うべき扶養義務者又は同条第八項若しくは第九項の規定により地方税の滞納処分の例により処分することができる費用を支払うべき保護者である場合には、政令で定めるところにより、当該扶養義務者又は保護者に児童手当の支払をする際に保育料(同条第三項の規定により徴収する費用又は同条第八項若しくは第九項の規定により地方税の滞納処分の例により処分することができる費用をいう。次項において同じ。)を徴収することができる。

2 市町村長は、前項の規定による徴収(以下この項において「特別徴収」という。)の方法によつて保育料を徴収しようとするときは、特別徴収の対象となる者(以下この項において「特別徴収対象者」という。)に係る保育料を特別徴収の方法によつて徴収する旨、当該特別徴収対象者に係る特別徴収の方法によつて徴収すべき保育料の額その他内閣府令で定める事項を、あらかじめ特別徴収対象者に通知しなければならない。

○ 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)(抄)

※子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)による改正前

(拠出金の徴収及び納付義務)

第二十条 政府は、被用者に対する児童手当の支給に要する費用(三歳に満たない児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。)及び第二十九条の第二項に規定する児童育成事業に要する費用に充てるため、次に掲げる者(以下「一般事業主」という。)から、拠出金を徴収する。

一 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五十五号)第八十二条第一項に規定する事業主

二 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第二十八条第一項に規定する学校法人等

三 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)第四百四十四條の三第一項に規定する団体その他同法に規定する団体で政令で定めるもの

四 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第二百二十六條第一項に規定する連合会その他同法に規定する団体で政令で定めるもの

2 一般事業主は、拠出金を納付する義務を負う。

○ 児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）（抄）

（法第二十条第一項の政令で定める団体）

第六条 法第二十条第一項第三号に規定する政令で定める団体は、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）第三条第四項に規定する特定地方独立行政法人、同法第一百三十五条第五項に規定する職員団体、同法第四百四十条第一項に規定する組合、同法第二項に規定する連合会、同法第四百四十一条の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人、同法第四百四十一条の三に規定する定款変更一般地方独立行政法人、同法第四百四十一条の四に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人及び同法第四百四十二条第二項の規定により読み替えられた同法第四百四十条第一項に規定する特定公庫等とする。

2 法第二十条第一項第四号に規定する政令で定める団体は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第一条第二項に規定する特定独立行政法人、同法第三十一条第一号に規定する独立行政法人のうち同法別表第三に掲げるもの及び国立大学法人等、同法第九十九条第五項に規定する職員団体、同法第二百二十四条の二第一項に規定する公庫等及び特定公庫等並びに同法第二百五十五条に規定する組合とする。

（権限の委任）

第七条 法第二十条第二項に規定する政令で定める政府の権限は、法第二十条第一項第一号に掲げる者から拠出金その他法の規定による徴収金を徴収する権限とする。

（日本年金機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任）

第七条の二 法第二十条第三項の政令で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

一 法第二十条第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十一条の二及び第八十一条の二の二の規定による申出の受理

二 法第二十条第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十三条の二の規定による申出の受理及び承認

三 法第二十条第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十六条第五項の規定による市町村に対する処分の請求

四 法第二十条第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十九条の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十六条第一項の規定の例による納入の告知、同法第四十二条において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十三条第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使、国税通則法第四十六条の規定の例による納付の猶予その他の厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問及び検査並びに搜索を除く。）

- 五 法第二十二條第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十九條の規定によりその例によるものとされる国税徴収法（昭和三十四年法律第四十七号）第四百十一條の規定による質問及び検査並びに同法第四百十二條の規定による搜索
- 六 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限

（機構が行う滞納処分等に係る認可等）

第七條の三 日本年金機構（以下「機構」という。）は、法第二十二條第三項に規定する国税滞納処分の例による処分及び前条第五号に掲げる権限（以下「滞納処分等」という。）を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けるとともに、次条第一項に規定する滞納処分等実施規程に従い、徴収職員に行わせなければならない。

- 2 厚生年金保険法第百條の六第二項及び第三項の規定は、前項の規定による機構が行う滞納処分等について準用する。

（滞納処分等実施規程の認可等）

第七條の四 機構は、滞納処分等の実施に関する規程（次項において「滞納処分等実施規程」という。）を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 厚生年金保険法第百條の七第二項及び第三項の規定は、滞納処分等実施規程の認可及び変更について準用する。

（法第二十二條第四項の政令で定める場合）

第七條の五 機構は、滞納処分等その他第七條の二各号に掲げる権限のうち厚生労働省令で定める権限に係る事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に当該権限の行使に必要な情報を提供するとともに、厚生労働大臣自らその権限を行うよう求めることができる。

（法第二十二條第四項の政令で定める場合）

第七條の六 法第二十二條第四項の政令で定める場合は、前條の規定による求めがあつた場合において厚生労働大臣が必要があると認めるときとする。

（厚生年金保険法の機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任に関する規定の準用）

第七條の七 厚生年金保険法第百條の四第四項から第七項までの規定は、法第二十二條第三項の規定による機構による同項に規定する国税滞納処分の例による処分及び第七條の二各号に掲げる権限に係る事務の実施又は法第二十二條第四項の規定による厚生労働大臣によるこれらの権限の行使

について準用する。

(財務大臣への権限の委任)

第七条の八 厚生労働大臣は、法第二十二條第四項の規定により滞納処分等及び第七条の二第四号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うこととした場合におけるこれらの権限並びに同号に規定する厚生労働省令で定める権限のうち厚生労働省令で定めるもの(以下この条において「滞納処分等その他の処分」という。)に係る納付義務者(法第二十二條第六項に規定する納付義務者をいう。以下この条及び第七条の十一において「納付義務者」という。)が滞納処分等その他の処分の執行を免れる目的でその財産について隠ぺいしているおそれがあることその他の事情があるため抛出金その他法の規定による徴収金の効果的な徴収を行う上で必要があると認めるときは、財務大臣に、当該納付義務者に関する情報その他必要な情報を提供するとともに、当該納付義務者に係る滞納処分等その他の処分の権限を委任する。

2 前項の事情は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 納付義務者が厚生労働省令で定める月数分以上の抛出金を滞納していること。

二 納付義務者が滞納処分等その他の処分の執行を免れる目的でその財産について隠ぺいしているおそれがあること。

三 納付義務者が滞納している抛出金その他法の規定による徴収金の額(納付義務者が、厚生年金保険法の規定による保険料、健康保険法(大正十一年法律第七十号)の規定による保険料又は船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の規定による保険料、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第三百一十一号)の規定による特例納付保険料その他これらの法律の規定による徴収金(厚生労働省令で定めるものを除く。以下この号において同じ。))を滞納しているときは、当該滞納している保険料、特例納付保険料又はこれらの法律の規定による徴収金の合計額を加算した額)が厚生労働省令で定める金額以上であること。

四 滞納処分等その他の処分を受けたにもかかわらず、納付義務者が滞納している抛出金その他法の規定による徴収金の納付について誠実な意思を有すると認められないこと。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により滞納処分等その他の処分の権限を委任する場合には、次に掲げる権限を除き、その全部を財務大臣に委任する。

一 法第二十二條第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十九條の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第百三十八條の規定による告知

二 法第二十二條第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十九條の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第百五十三條第一項の規定による滞納処分の執行の停止

三 法第二十二條第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十九條の規定によりその例によるものとされる国税通則法第十一條の規定による延長

- 四 法第二十二條第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十九條の規定によりその例によるものとされる国税通則法第三十六條第一項の規定による告知
- 五 法第二十二條第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十九條の規定によりその例によるものとされる国税通則法第五十五條第一項の規定による受託
- 六 法第二十二條第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十九條の規定によりその例によるものとされる国税通則法第六十三條の規定による免除
- 七 法第二十二條第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十九條の規定によりその例によるものとされる国税通則法第一百二十三條第一項の規定による交付
- 八 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限

(厚生年金保険法の財務大臣への権限の委任に関する規定の準用)

第七條の九 厚生年金保険法第百條の五第二項から第四項までの規定は、法第二十二條第四項の規定による財務大臣への権限の委任について準用する。

(国税庁長官への権限の委任)

第七條の十 財務大臣は、第七條の八第一項の規定により委任された権限、前條において準用する厚生年金保険法第百條の五第二項の規定による権限及び前條において準用する同法第百條の五第三項において準用する同法第百條の四第五項の規定による権限を国税庁長官に委任する。

(国税局長又は税務署長への権限の委任)

第七條の十一 国税庁長官は、前條の規定により委任された権限の全部を、納付義務者の事業所又は事務所の所在地(厚生年金保険法第八條の二第一項の適用事業所にあつては同項の規定により一の適用事業所となつた二以上の事業所又は事務所のうちから厚生労働大臣が指定する事業所又は事務所の所在地とし、同法第六條第一項第三号に規定する船舶所有者(以下この項において「船舶所有者」という。)にあつては船舶所有者の住所地又は主たる事務所の所在地(仮住所があるときは、仮住所)とする。次項において同じ。)を管轄する国税局長に委任する。

2 国税局長は、必要があると認めるときは、前項の規定により委任された権限の全部を納付義務者の事業所又は事務所の所在地を管轄する税務署長に委任する。

(機構への事務の委託)

第七條の十二 厚生年金保険法第百條の十第二項及び第三項の規定は、法第二十二條第八項の規定による機構への事務の委託について準用する。この場合において、厚生年金保険法第百條の十第二項中「機構」とあるのは「日本年金機構（次項において「機構」という。）」と、「前項各号に掲げる」とあるのは「児童手当法第二十二條第八項の規定により機構に行わせるものとされた」と、同條第三項中「前二項」とあるのは「児童手当法第二十二條第八項及び児童手当法施行令第七條の十二において準用する前項」と、「第一項各号に掲げる」とあるのは「児童手当法第二十二條第八項の規定による」と読み替えるものとする。

（法第二十二條第九項の政令で定める法人）

第八條 法第二十二條第九項に規定する政令で定める法人は、日本私立学校振興・共済事業団及び法第二十二條第一項第三号及び第四号の法律に基づく共済組合とする。

（拠出金の取立て及び政府への納付）

第九條 法第二十二條第九項の規定による拠出金その他法の規定による徴収金の取立ては、前條に規定する法人が法第二十二條第一項第二号から第四号までの法律に基づき掛金又は負担金を徴収する同項第二号から第四号までに掲げる者について、当該掛金又は負担金の取立ての例に準じて行うものとする。

2 法第二十二條第九項の規定により取り立てた拠出金その他法の規定による徴収金については、その取立てをした月ごとにとりまとめ、これに納付書を添えて、速やかに、日本銀行に納付しなければならない。

（法附則第二條第三項の技術的読替え）

第十條 法附則第二條第三項の規定により法の規定を準用する場合には、同項の規定により読み替えるもののほか、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
第二十二條第一項、第二十三條第一項及び第三項並びに第二十五條	拠出金その他	附則第二條第三項において準用する	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(準用)

第十一條 第四條、第五條及び第九條の二の規定は、法附則第二條第一項の給付について準用する。

(法附則第二條第四項の政令で定める法律の規定等)

第十二條 法附則第二條第四項の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。

- 一 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八條、第一百一條第五項及び第一百三條第三項
- 二 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第十條第十五号
- 三 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七條第十一号の二（同法第五條並びに第三十四條第一項及び第二項において適用する場合を含む。次項において同じ。）、第二十九條の二及び第三十一條第三項
- 2 法附則第二條第四項の規定により住民基本台帳法第七條第十一号の二の規定を適用する場合には、同号中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七條」とあるのは「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七條（同法附則第二條第三項において準用する場合を含む。）」と、「同條第二項」とあるのは「同法第七條第二項」とする。

(法附則第二條第一項の給付についての予算決算及び会計令等の適用)

第十三條 法附則第二條第一項の給付については、当該給付を児童手当とみなして、次に掲げる政令の規定を適用する。

- 一 予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号）第五十一条第六号
 - 二 住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第一条、第六条、第十二条第二項第五号（同令第三十二条第一項において適用する場合を含む。次項において同じ。）、第二十三条第二項第五号、第二十四条の三第六号及び第二十九条
 - 三 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第十条第十五号及び第九十七条第四号
- 2 前項に規定するもののほか、住民基本台帳法施行令第十二条第二項第五号の規定の適用については、同号中「第七条」とあるのは、「第七条（同法 附則第二条第三項において準用する場合を含む。）」とする。

（児童手当の支給要件に該当する者が法附則第二条第一項の給付の支給要件に該当することとなる場合等の認定の特例）

第十四条 当分の間、各年の五月三十一日において児童手当の支給要件に該当している者であつて、法第七条第一項（法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）の認定を受けているものが、当該各年の六月一日において法附則第二条第一項の給付の支給要件に該当するときは、同日において同条第三項において準用する法第七条第一項（法附則第二条第三項において準用する法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による認定の請求があつたものとみなし、その者に対する当該給付の支給は、法附則第二条第三項において準用する法第八条第二項の規定にかかわらず、当該各年の六月から始める。

2 当分の間、各年の五月三十一日において法附則第二条第一項の給付の支給要件に該当している者であつて、同条第三項において準用する法第七条第一項の認定を受けているものが、当該各年の六月一日において児童手当の支給要件に該当するときは、同日において法第七条第一項の規定による認定の請求があつたものとみなし、その者に対する児童手当の支給は、法第八条第二項の規定にかかわらず、当該各年の六月から始める。

（支払の調整）

第十五条 次の各号のいずれかの給付の支給要件に該当する者に対し、当該給付（以下「要件該当給付」という。）以外の次の各号のいずれかの給付の支給としての支払が行われたときは、その支払われた給付は、その後を支払うべき要件該当給付の内払とみなすことができる。

- 一 児童手当
- 二 法附則第二条第一項の給付

○ 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）（抄）

（受給資格者における旧児童手当法の適用）

第二十条 受給資格者のうち旧児童手当法第六条第一項に規定する受給資格者（旧児童手当法第五条第一項の規定により児童手当が支給されない者

を含む。)に該当する者に支給する子ども手当については、当該子ども手当の額のうち旧児童手当法の規定によりこれらの者に対して支給されるべき児童手当の額(旧児童手当法第五条第一項の規定により児童手当が支給されない者については、同項の規定の適用がないとしたならば支給されるべき児童手当の額とする。)に相当する部分を、旧児童手当法の規定により支給する児童手当とみなして、児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第十八条(第四項を除く。)、第二十条から第二十二條まで、第二十三條(第二項を除く。)、第二十四條から第二十五條まで及び第三十條の規定を適用する。

2 支給資格者のうち旧児童手当法附則第七條第四項第一号に規定する小学校修了前特例給付支給資格者(同條第二項の規定により同條第一項の給付が支給されない者を含む。)に該当する者に支給する子ども手当については、当該子ども手当の額のうち同條第一項の規定によりこれらの者に対して支給されるべき給付の額(同條第二項の規定により同條第一項の給付が支給されない者については、同條第二項の規定の適用がないとしたならば支給されるべき同條第一項の給付の額とする。)に相当する部分を、旧児童手当法の規定により支給する同條第一項の給付とみなして、児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法附則第七條第五項において準用する旧児童手当法第十八條第二項及び第三項並びに第三十條並びに旧児童手当法附則第七條第八項の規定を適用する。

3 前二項の場合において、児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法の規定の適用に關し必要な技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。

○ 平成二十二年度等における子ども手当の支給に關する法律施行令(平成二十二年度政令第七十五号)(抄)

(旧児童手当法施行令の規定の適用についての技術的読替え)

第五條 法第二十條第一項の規定により児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法の規定を適用する場合における同條の規定によりなおその効力を有するものとされた児童手当法施行令の一部を改正する政令(平成二十四年政令百十三号)による改正前の児童手当法施行令(昭和四十六年政令第二百八十一号。以下この條において「旧児童手当法施行令」という。)第六條から第九條までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる旧児童手当法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六條の見出し	法第二十條第一項	平成二十二年度子ども手当支給法第二十條第一項の規定により適用する法第二十條第一項
第六條第一項	法第二十條第一項第三号	平成二十二年度等における子ども手当の支給に關す

<p>第七条の六（見出しを含む。）、第七条の七、 第七条の八第一項及び第七条の九</p>	<p>法第二十二條第四項</p>	<p>平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用する法第二十二條第四項</p>
<p>第七条の七</p>	<p>第七条の二各号</p>	<p>平成二十二年度子ども手当支給法施行令第五条の規定により適用する第七条の二各号</p>
<p>第七条の八第一項</p>	<p>第七条の二第四号 法第二十二條第六項</p>	<p>平成二十二年度子ども手当支給法施行令第五条の規定により適用する第七条の二第四号 平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用する法第二十二條第六項</p>
<p>第七条の十</p>	<p>第七条の十一 第七条の八第一項</p>	<p>平成二十二年度子ども手当支給法施行令第五条の規定により適用する第七条の十一 平成二十二年度子ども手当支給法施行令第五条の規定により適用する第七条の八第一項</p>
<p>第七条の十二</p>	<p>、法第二十二條第八項 児童手当法第二十二條第八項</p>	<p>、平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用する法第二十二條第八項 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律第二十条第一項の規定により適用する児童手当法第二十二條第八項</p>
<p>児童手当法施行令第七条の十二</p>	<p>児童手当法施行令第七条の十二</p>	<p>平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律施行令第五条の規定により適用する児童手当</p>

	<p>第八条（見出しを含む。）及び第九条</p>	<p>法施行令第七条の十二</p>
<p>第八条</p>	<p>法第二十条第一項第三号及び第四号</p>	<p>平成二十二年子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用する法第二十条第一項第三号及び第四号</p>
<p>第八条</p>	<p>法第二十条第一項第三号及び第四号</p>	<p>平成二十二年子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用する法第二十条第一項第三号及び第四号</p>
<p>第九条第一項</p>	<p>法第二十条第一項第二号から第四号まで</p>	<p>平成二十二年子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用する法第二十条第一項第二号から第四号まで</p>

○ 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第一百七号）（抄）

（受給資格者における旧児童手当法の適用）

第二十条 一般受給資格者のうち旧児童手当法第六条第一項に規定する受給資格者（旧児童手当法第五条第一項の規定により児童手当が支給されない者を含む。）に該当する者に支給する子ども手当については、当該子ども手当の額のうち旧児童手当法の規定によりこれらの者に対して支給されるべき児童手当の額（旧児童手当法第五条第一項の規定により児童手当が支給されない者については、同項の規定の適用がないとしたならば支給されるべき児童手当の額とする。）に相当する部分を、旧児童手当法の規定により支給する児童手当とみなして、児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第十八条（第四項を除く。）、第二十条から第二十二条まで、第二十三条（第二項を除く。）、第二十四条から第二十五条まで及び第三十条の規定を適用する。

2 (略)

3 特定一般受給資格者（第四条第三項の規定が適用されることにより同条第一項第一号に掲げる者に該当することとなる父又は母として的一般受給資格者、支給要件子どもの生計を維持せず、かつ、当該支給要件子どもと生計を同じくすることにより同号に掲げる者に該当することとなる未

成年後見人としての一般受給資格者及び支給要件子どもの生計を維持せず、かつ、当該支給要件子どもと生計を同じくすることにより同項第二号に掲げる者に該当することとなる父母指定者としての一般受給資格者をいう。以下この項及び次項において同じ。）に支給する子ども手当（当該特定一般受給資格者に係る支給要件子どものうち中学校修了前の子どもに係る部分に限る。以下この項及び次項において同じ。）については、当該子ども手当の額のうち当該特定一般受給資格者が旧児童手当法第六条第一項に規定する受給資格者であるとしたならば旧児童手当法の規定によりこれらの者に対して支給されるべき児童手当の額に相当する部分を、旧児童手当法の規定により支給する児童手当とみなして、児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第十八条（第四項を除く。）、第二十条から第二二条まで、第二十三条（第二項を除く。）、第二十四条から第二十五条まで及び第三十条の規定を適用する。

4 (略)

5 施設等受給資格者に支給する子ども手当（特定施設入所等子どもを除く中学校修了前の施設入所等子どもに係る部分に限る。以下この項及び次項において同じ。）については、当該子ども手当の額のうち当該施設等受給資格者が旧児童手当法第六条第一項に規定する受給資格者であるとしたならば旧児童手当法の規定によりこれらの者に対して支給されるべき児童手当（特定施設入所等子どもを除く中学校修了前の施設入所等子どもに係る部分に限る。）の額に相当する部分を、旧児童手当法の規定により支給する児童手当とみなして、児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第十八条（第三項及び第四項を除く。）、第二十条から第二二条まで、第二十三条（第二項を除く。）、第二十四条から第二十五条まで及び第三十条の規定を適用する。

6 〃 8 (略)

〇 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行令（平成二十三年政令第三百八号）（抄）

（旧児童手当法 施行令の規定の適用についての技術的読替え）

第六条 法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定により児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法の規定を適用する場合における同条の規定によりなおその効力を有するものとされた児童手当法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百十三号）による改正前の児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号。以下この条において「旧児童手当法施行令」という。）第六条から第九条まで（第七条の四及び第七条の十一を除く。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる旧児童手当法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六条の見出し

法第二十条第一項

平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条

	<p>第六条第一項</p>	<p>第一項、第三項又は第五項の規定により適用する法第二十条第一項</p>
<p>第六条第二項</p>	<p>法第二十条第一項第三号</p>	<p>平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。）第二十条第一項、第三項又は第五項の規定により適用する法第二十条第一項第三号</p>
<p>第七条</p>	<p>法第二十条第一項第四号</p>	<p>平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定により適用する法第二十条第一項第四号</p>
<p>第七条</p>	<p>法第二十二條第二項</p>	<p>平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定により適用する法第二十二條第二項</p>
<p>第七条、第七條の八第一項並びに第二項第三号及び第四号並びに第九條</p>	<p>法第二十条第一項第一号</p>	<p>平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定により適用する法第二十条第一項第一号</p>
<p>第七條の二、第七條の三第一項及び第七條の七</p>	<p>抛出金その他法の規定による徴収金</p>	<p>抛出金</p>
<p>第七條の二、第七條の三第一項及び第七條の七</p>	<p>法第二十二條第三項</p>	<p>平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定により適用する法第二十二條第三項</p>

<p>第七条の二第一号から第五号まで及び第七条の八第三項第一号から第七号まで</p>	<p>法第二十二條第一項</p>	<p>平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定により適用する法第二十二條第一項</p>
<p>第七条の五</p>	<p>第七条の二各号</p>	<p>平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行令（平成二十三年政令第三百八号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法施行令」という。）第六条の規定により適用する第七条の二各号</p>
<p>第七条の六（見出しを含む。）、第七条の八第一項及び第七条の九</p>	<p>法第二十二條第四項</p>	<p>平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定により適用する法第二十二條第四項</p>
<p>第七条の七</p>	<p>第七条の二各号</p>	<p>平成二十三年度子ども手当支給特別措置法施行令第六条の規定により適用する第七条の二各号</p>
<p>第七条の八第一項</p>	<p>法第二十二條第四項</p>	<p>平成二十三年度子ども手当支給特別措置法施行令第六條の規定により適用する第七条の二第四号</p>
<p>第七条の八第一項</p>	<p>法第二十二條第六項</p>	<p>平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定により適用する法</p>

	<p>第七條の十一</p>	<p>第二十二條第六項</p> <p>平成二十三年度子ども手当支給特別措置法施行令第六條の規定により適用する第七條の十一</p>
<p>第七條の十</p>	<p>第七條の八第一項</p>	<p>平成二十三年度子ども手当支給特別措置法施行令第六條の規定により適用する第七條の八第一項</p>
<p>第七條の十二</p>	<p>、法第二十二條第八項</p>	<p>、平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十二條第一項、第三項又は第五項の規定により適用する法第二十二條第八項</p>
	<p>児童手当法第二十二條第八項</p>	<p>平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第二十二條第一項、第三項又は第五項の規定により適用する児童手当法第二十二條第八項</p>
	<p>児童手当法施行令第七條の十二</p>	<p>平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行令第六條の規定により適用する児童手当法施行令第七條の十二</p>
<p>第八條（見出しを含む。）及び第九條</p>	<p>法第二十二條第九項</p>	<p>平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十二條第一項、第三項又は第五項の規定により適用する法第二十二條第九項</p>
<p>第八條</p>	<p>及び法第二十二條第一項第三号及び第四号</p>	<p>並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十二條第一項、第三項又は第五項の規定により適用する法第二十二條第一項第三号及び第四号</p>

第九條第一項	法第二十条第一項第二号から第四号まで	平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定により適用する法第二十条第一項第二号から第四号まで
--------	--------------------	---

○ 児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）（抄）

第一条

附則

（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法に関する経過措置）

第十一条 平成二十二年四月から平成二十三年九月までの月分の子ども手当について平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条の規定を適用する場合には、旧児童手当法の規定（旧児童手当法の規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法に関する経過措置）

第十二条 平成二十三年十月から平成二十四年三月までの月分の子ども手当について平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第二十条の規定を適用する場合には、旧児童手当法の規定（旧児童手当法の規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。

○ 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）（抄）

（二以上の法科大学院において教授等の業務を行うものとして派遣された検察官等に関する国家公務員共済組合法等の特例）

第八条 国共済法第四十一条第二項の規定及び国共済法の短期給付に関する規定（国共済法第六十八条の三の規定を除く。以下この項において同じ。）は、法第十一条第一項の規定により二以上の法科大学院において教授等の業務を行うものとして派遣された検察官等（以下この条及び次条において「複数校派遣検察官等」という。）のうち当該派遣に係る法科大学院のいずれかが私立大学等（私立大学又は公立大学をいう。以下この項及

び第十一条第一項において同じ。)に置かれたものである者(当該派遣に係る法科大学院の置かれた私立大学に係る私学共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者(次条第二項及び第三項並びに第十一条第一項において「私学共済制度の加入者」という。)となった者又は当該派遣に係る法科大学院の置かれた私立大学等に係る健康保険組合の組合員である被保険者となった者に限る。以下この条において「私立大学等複数校派遣検察官等」という。)には、適用しない。この場合において、国共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員(国共済法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。以下この項において同じ。)が私立大学等複数校派遣検察官等となったときは、国共済法の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職(国共済法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。)をしたものとみなし、私立大学等複数校派遣検察官等が国共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員となったときは、国共済法の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日に職員となったものとみなす。

255 (略)

6 複数校派遣検察官等に関する児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の規定の適用については、当該派遣に係る法科大学院設置者(地方公共団体及び国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第一百二十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。)を除く。)を児童手当法第二十条第一項第四号に規定する団体とみなす。

(専ら教授等の業務を行う警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法等の特例)

第十一条 地共済法第四十三条第二項の規定及び地共済法の短期給付に関する規定(地共済法第七十条の三の規定を除く。以下この項において同じ。)は、法第十一条第一項の規定により法科大学院を置く私立大学等に派遣された警察庁所属職員等(当該派遣に係る法科大学院の置かれた私立大学に係る私学共済制度の加入者又は当該派遣に係る法科大学院の置かれた私立大学等に係る健康保険組合の組合員である被保険者となった者(地共済法第四十四条の三第一項に規定する団体職員となった者を除く。)に限る。以下この条及び次条第一項において「私立大学等派遣警察庁所属職員等」という。)には、適用しない。この場合において、地共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける国の職員が私立大学等派遣警察庁所属職員等となったときは、地共済法の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職(地共済法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。)をしたものとみなし、私立大学等派遣警察庁所属職員等が地共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける国の職員となったときは、地共済法の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日に地共済法第二条第一項第一号に規定する職員となったものとみなす。

255 (略)

6 私立大学等派遣警察庁所属職員等に関する児童手当法の規定の適用については、当該派遣に係る法科大学院設置者(地方公共団体及び公立大学法人を除く。)を同法第二十条第一項第三号に規定する団体とみなす。

(二以上の法科大学院において教授等の業務を行うものとして派遣された警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法等の特例)

第十二条 法第十一条第一項の規定により二以上の法科大学院において教授等の業務を行うものとして派遣された警察庁所属職員等(私立大学等派遣警察庁所属職員等である者を除く。以下この条において「複数校派遣警察庁所属職員等」という。)に関する地共済法の規定の適用については、当該派遣に係る法科大学院における教授等の業務を公務とみなす。

2 (略)

3 複数校派遣警察庁所属職員等に関する児童手当法の規定の適用については、当該派遣に係る法科大学院設置者(地方公共団体及び公立大学法人を除く。)を同法第二十条第一項第三号に規定する団体とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、法の施行の日(平成十六年四月一日)から施行する。

(平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法に係る特例)

2 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)の規定が適用される場合における第八条、第十一条及び第十二条の規定の適用については、第八条第六項中「児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。)」第二十条第一項の規定による児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号)附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号。以下「旧児童手当法」という。)」と、「を児童手当法」とあるのは「を旧児童手当法」と、第十一条第六項及び第十二条第三項中「児童手当法」とあるのは「平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定による児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法」と、「同法」とあるのは「旧児童手当法」とする。

(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法に係る特例)

3 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七七号)の規定が適用される場合における第八条、第十条及び第十二条の規定の適用については、第八条第六項中「児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七七号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。)」第二十条第一項、第三項又は第五項の規定による児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号)附則第十二条の規定によりなおその効

力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。以下「旧児童手当法」という。）と、「児童手当法」とあるのは「を旧児童手当法」と、第十一条第六項及び第十二条第三項中「児童手当法」とあるのは「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定による児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法」と、「同法」とあるのは「旧児童手当法」とする。

（国庫納付金の金額の算定の基準額に関する検討）

4 第二条第一項に規定する基準額については、法科大学院における教授等の業務に係る報酬等（報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、教授等の業務の対償として受けるすべてのものをいう。）の実情等を勘案し、適宜、当該額の見直しその他の措置について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）

（余裕金の預託）

第十一条 各特別会計において、支払上現金に余裕がある場合には、これを財政融資資金に預託することができる。

（国債整理基金特別会計等への繰入れ）

第十七条 各特別会計の負担に属する借入金償還金及び利子、一時借入金及び融通証券の利子並びに融通証券の発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額（事務取扱費の額に相当する金額を除く。）は、毎会計年度、当該特別会計から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

2 前項に規定する事務取扱費の額に相当する金額は、毎会計年度、各特別会計から一般会計に繰り入れなければならない。

（企業会計の慣行を参考とした書類）

第十九条 所管大臣は、毎会計年度、その管理する特別会計について、資産及び負債の状況その他の決算に関する財務情報を開示するための書類を企業会計の慣行を参考として作成し、財務大臣に送付しなければならない。

2 内閣は、前項の書類を会計検査院の検査を経て国会に提出しなければならない。

3 第一項の書類の作成方法その他同項の書類に関し必要な事項は、政令で定める。

（財務情報の開示）

第二十条 所管大臣は、その管理する特別会計について、前条第一項の書類に記載された情報その他特別会計の財務に関する状況を適切に示す情報として政令で定めるものを、インターネットの利用その他適切な方法により開示しなければならない。

(管理)

第九十九条 年金特別会計は、内閣総理大臣及び厚生労働大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(子ども・子育て支援勘定の積立金)

第一百八条 子ども・子育て支援勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、児童手当交付金及び子ども・子育て支援交付金の財源に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

2 子ども・子育て支援勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、前項の積立金から補足するものとする。

3 第一項の積立金は、政令で定めるところにより、児童手当交付金及び子ども・子育て支援交付金の財源に充てるために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、子ども・子育て支援勘定の歳入に繰り入れることができる。

附則

(年金特別会計における児童手当に関する経理)

第三十一条の二 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)第三十七条及び第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法による児童手当に関する政府の経理は、年金特別会計において行うものとする。この場合における第九十九条、第一百一条第五項及び第六項、第十三条第三項、第十四条第八項、第一百八条第一項及び第三項並びに第二十条第二項の規定の適用については、第九十九条中「児童手当及び」とあるのは「児童手当(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)以下「子ども・子育て整備法」という。第三十七条及び第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた子ども・子育て整備法第三十六条の規定による改正前の児童手当法(以下「整備法改正前児童手当法」という。))による児童手当を含む。及び」と、第一百一十一条第五項第一号イ中「拠出金」とあるのは「拠出金及び子ども・子育て整備法第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第二十条第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金」と、同項第二号ホ中「児童手当の業務取扱費」とあるのは「児童手当の業務取扱費及び児童育成事業費」と、同条第六項第二号イ中「徴収」とあるのは「徴収及び子ども・子育て整備法第三十八条の規定によりなお従前の

例によることとされた整備法改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十三条第三項中「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに子ども・子育て整備法第三十七条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第十八条第一項から第三項までに規定する児童手当の支給に要する費用及び子ども・子育て整備法第三十七条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第十八条第五項に規定する児童手当に関する事務の執行に要する費用」と、第百十四条第八項中「徴収」とあるのは「徴収及び子ども・子育て整備法第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十八条第一項及び第三項中「及び子ども・子育て支援交付金」とあるのは「並びに子ども・子育て支援交付金及び児童育成事業費」と、第百二十条第二項第三号中「第五項」とあるのは「第五項並びに子ども・子育て整備法第三十七条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第十八条第一項から第三項まで及び第五項」とする。

(年金特別会計における子ども手当に関する経理)

第三十一条の三 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年度法律第十九号)による子ども手当に関する政府の経理は、年金特別会計において行うものとする。この場合における第百八条、第百十一条第五項及び第六項、第百十三条第三項、第百十四条第八項、第百十八条第一項及び第三項並びに第百二十条第二項の規定の適用については、第百八条中「地域子ども・子育て支援事業」とあるのは「地域子ども・子育て支援事業並びに平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年度法律第十九号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。))による子ども手当」と、第百十一条第五項第一号イ中「拠出金」とあるのは「拠出金及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年度法律第二十四号)附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(以下「平成二十四年度改正前児童手当法」という。))第二十条第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金」と、同項第二号イ中「児童手当交付金」とあるのは「児童手当交付金及び子ども手当交付金」と、同号ホ中「児童手当の業務取扱費」とあるのは「児童手当及び子ども手当の業務取扱費並びに児童育成事業費」と、同条第六項第二号イ中「徴収」とあるのは「徴収及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年度改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十三条第三項中「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに平成二十二年度子ども手当支給法第十七条第一項に規定する子ども手当の支給に要する費用(平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項又は第二項の規定により児童手当又は平成二十四年度改正前児童手当法附則第七条第一項の給付とみなされる部分の支給に要する費用を含む。))及び平成二十二年度子ども手当支給法第十七条第三項に規定する子ども手当に関する事務の執行に要する費用」と、第百十四条第八項中「徴収」とあるのは「徴収及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年度改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十八条第一項及び第三項中「児童手当交付金及び子ども・子育て支援交付金」とあ

るのは「児童手当交付金及び子ども手当交付金並びに子ども・子育て支援交付金及び児童育成事業費」と、第二百二十条第二項第三号中「第五項」とあるのは「第五項並びに平成二十二年度子ども手当支給法第十七条第一項及び第三項並びに平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第十八条第一項及び第二項並びに平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第二項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法附則第七条第五項において準用する平成二十四年改正前児童手当法第十八条第二項」とする。

第三十一条の四 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）による子ども手当に関する政府の経理は、年金特別会計において行うものとする。この場合における第八十条、第一百一十条第五項及び第六項、第一百三十三条第三項、第一百四十一条、第一百八条第一項及び第三項並びに第二百二十条第二項の規定の適用については、第八十条中「地域子ども・子育て支援事業」とあるのは「地域子ども・子育て支援事業並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。）による子ども手当」と、第一百一十条第五項第一号イ中「拠出金」とあるのは「拠出金並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下「平成二十四年改正前児童手当法」という。）第二十条第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金」と、同項第二号イ中「児童手当交付金」とあるのは「児童手当交付金及び子ども手当交付金」と、同号ホ中「児童手当の業務取扱費」とあるのは「児童手当及び子ども手当の業務取扱費並びに児童育成事業費」と、同条第六項第二号イ中「徴収」とあるのは「徴収並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第一百三十三条第三項中「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第十七条第一項に規定する子ども手当の支給に要する費用（平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項から第六項までの規定により児童手当又は平成二十四年改正前児童手当法附則第七条第一項の給付とみなされる部分の支給に要する費用を含む。）及び平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第十七条第三項に規定する子ども手当に関する事務の執行に要する費用」と、第一百四十一条第八項中「徴収」とあるのは「徴収及び平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第一百八条第一項及び第三項中「児童手当交付金及び子ども・子育て支援交付金」とあるのは「児童手当交付金及び子ども手当交付金並びに子ども・子育て支援交付金及び児童育成事業費」と、第二百二十条第二項第三号中「第五項」とあるのは「第五項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第十七条第一項及び第三項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法

第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第十八条第一項及び第二項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第二項、第四項及び第六項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法附則第七条第五項において準用する平成二十四年改正前児童手当法第十八条第二項」とする。

○ 特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）（抄）

（歳入歳出等に関する計算書類の調製）

第十二条 エネルギー対策特別会計及び東日本大震災復興特別会計の歳入歳出予定計算書、繰越明許費要求書、国庫債務負担行為要求書、歳入歳出決定計算書その他同会計全体の計算に関する書類で所管大臣が定めるものの調製は、エネルギー対策特別会計にあつては経済産業大臣が、東日本大震災復興特別会計にあつては復興大臣が、それぞれその指定する職員（第十七条第三項及び第四項、第十八条第二項及び第三項、第三十四条第四項並びに第三十六条第三項において「総括部局長」という。）に行わせるものとする。

（徴収済額の報告）

第十七条 次の各号に掲げる特別会計の歳入徴収官は、毎月、徴収済額報告書を作成し、参照書類を添付して、その翌月十五日までに、当該各号に定める所管大臣又は長官（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第六条に規定する長官をいう。以下同じ。）に、それぞれ送付しなければならない。

- 一 交付税及び譲与税配付金特別会計 財務大臣
- 二 エネルギー対策特別会計 当該歳入に関する事務を管理する所管大臣
- 三 森林保険特別会計 林野庁長官
- 四 特許特別会計 特許庁長官
- 五 東日本大震災復興特別会計 当該歳入に関する事務を管理する所管大臣

2 (略)

3 エネルギー対策特別会計又は東日本大震災復興特別会計の所管大臣がそれぞれ指定する職員（次条第二項において「所管部局長」という。）は、第一項の徴収済額報告書により、毎月、徴収済額集計表を作成し、参照書類を添付して、所管大臣の定める期限までに、総括部局長に送付するものとする。

4 第一項に規定する所管大臣又は長官は、同項の規定により送付された徴収済額報告書に基づき、徴収総報告書を作成し、参照書類を添付して、

その月中に、所管大臣にあつては財務大臣に、長官にあつては所管大臣を経由して財務大臣に、それぞれ送付しなければならない。この場合において、エネルギー対策特別会計の徴収総報告書の調製は経済産業大臣が、東日本大震災復興特別会計の徴収総報告書の調製は復興大臣が、それぞれ総括部局長に行わせるものとする。

(支出済額の報告)

第十八条 次の各号に掲げる特別会計のセンター支出官（令第一条第三号に規定するセンター支出官をいう。以下同じ。）は、毎月、支出済額報告書を作成し、その翌月十五日までに、当該各号に定める所管大臣又は長官に、それぞれ送付しなければならない。

- 一 交付税及び譲与税配付金特別会計 総務大臣
- 二 エネルギー対策特別会計 当該歳出に関する事務を管理する所管大臣
- 三 森林保険特別会計 林野庁長官
- 四 特許特別会計 特許庁長官
- 五 東日本大震災復興特別会計 当該歳出に関する事務を管理する所管大臣

2 (略)

3 第一項に規定する所管大臣又は長官は、同項の規定により送付された支出済額報告書に基づき、支出総報告書を作成し、その月中に、所管大臣にあつては財務大臣に、長官にあつては所管大臣を経由して財務大臣に、それぞれ送付しなければならない。この場合において、エネルギー対策特別会計の支出総報告書の調製は経済産業大臣が、東日本大震災復興特別会計の支出総報告書の調製は復興大臣が、それぞれ総括部局長に行わせるものとする。

(各省各庁の帳簿)

第二十六条 各省各庁（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十一条に規定する各省各庁をいう。次条第一項において同じ。）は、その管理する特別会計の日記簿、原簿及び補助簿を備え、当該特別会計に関する一切の計算を登記しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる特別会計においては、当該各号に定める省又は外局において、日記簿、原簿及び補助簿を備え、当該特別会計に関する一切の計算を登記しなければならない。

- 一 交付税及び譲与税配付金特別会計 総務省
- 二 エネルギー対策特別会計 経済産業省
- 三 森林保険特別会計 林野庁
- 四 特許特別会計 特許庁

五 東日本大震災復興特別会計 復興庁

第二十七条 各省各庁は、前条第一項及び令第三百三十条に規定する帳簿のほか、その管理する特別会計（交付税及び譲与税配付金特別会計、国債整理基金特別会計、エネルギー対策特別会計及び東日本大震災復興特別会計を除く。）の支払元受高差引簿を備え、支払元受高、支出済歳出額及び残額を登記しなければならない。ただし、官署支出官（令第一条第二号に規定する官署支出官をいう。以下同じ。）が一人である場合においては、支払元受高差引簿は、備え付けないことができる。

2 前項の規定にかかわらず、前条第二項第三号から第五号までに掲げる特別会計にあつては、当該各号に定める省又は外局において、同項及び令第三百三十条に規定する帳簿のほか、支払元受高差引簿を備え、支払元受高、支出済歳出額及び残額を登記しなければならない。ただし、官署支出官が一人である場合においては、支払元受高差引簿は、備え付けないことができる。

第二十九条 エネルギー対策特別会計の所管府省（内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省をいう。以下この条において同じ。）は、その所管に属する歳入及び歳出について、各勘定別に令第三百三十条の規定により歳入簿、歳出簿及び支払計画差引簿を備え、所要の事項を登記しなければならない。

2 所管府省は、前項の帳簿のほか、各勘定別に所管別支払元受高差引簿を備え、その所管に属する歳出に係る支払元受高、支出済歳出額及び残額を登記しなければならない。ただし、官署支出官が一人である場合においては、所管別支払元受高差引簿は、備え付けないことができる。

3 経済産業省は、第二十六条第二項及び前二項に規定する帳簿のほか、エネルギー対策特別会計全体の歳入及び歳出について各勘定別に令第三百三十条の規定により歳入簿及び歳出簿を備え、所要の事項を登記しなければならない。

4 経済産業省は、各勘定別に支払元受高総括簿を備え、エネルギー対策特別会計全体の歳出に係る支払元受高、所管府省への配分額その他所要の事項を登記しなければならない。

第二十九条の二 東日本大震災復興特別会計の所管機関（衆議院、参議院、最高裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省をいう。以下この条において同じ。）は、その所管に属する歳入及び歳出について、令第三百三十条の規定により歳入簿、歳出簿及び支払計画差引簿を備え、所要の事項を登記しなければならない。

2 〃 4 （略）

（帳簿の様式及び記入の方法）

第三十一条 第二十六条、第二十七条、第二十八条第一項、第二十九条第二項及び第四項、第二十九条の二第二項及び第四項並びに前条に規定する帳簿の様式及び記入の方法は、財務大臣が定める。

(書類の作成方法等)

第三十四条 各特別会計の法第十九条第一項の書類は、当該特別会計の当該年度末における資産及び負債の状況並びに当該年度に発生した費用の状況その他の財務大臣が定める事項を記載した書類とする。

2 前項に定める書類のほか、勘定に区分する特別会計においては、当該特別会計全体について同項に規定する事項を記載した書類を作成するものとする。

3 第一項に定める書類のほか、次に掲げる法人であつて特別会計において経理されている事務及び事業と密接な関連を有する法人として財務大臣が定める要件に該当するものがある場合には、当該特別会計及び当該法人につき連結して同項に規定する事項を記載した書類を作成するものとする。

一 法律により直接に設立される法人

二 特別の法律により特別の設立行為をもつて設立すべきものとされる法人

三 特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人

4 交付税及び譲与税配付金特別会計に関する第一項及び前項の書類は総務大臣が、エネルギー対策特別会計に関する前三項の書類は経済産業大臣が、東日本大震災復興特別会計に関する第一項及び前項の書類は復興大臣が、それぞれ調製するものとする。この場合において、エネルギー対策特別会計に関する前三項の書類の調製は経済産業大臣が、東日本大震災復興特別会計に関する第一項及び前項の書類の調製は復興大臣が、それぞれ総括部長に行わせるものとする。

(情報開示の内容)

第三十六条 法第二十条に規定する情報として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 特別会計に関する次に掲げる情報

イ 特別会計の目的

ロ 特別会計において経理されている事務及び事業の内容並びに経理方法の概要

二 特別会計の各年度の予算に関する次に掲げる情報

イ 歳入歳出予算の概要

ロ 一般会計からの繰入金額及び当該繰入れの理由

- ハ 借入金並びに公債及び証券の発行収入金（以下この項において「借入金等」と総称する。）の額並びに借入金等を必要とする理由
 - ニ その他特別会計において経理されている事務及び事業の内容に照らし必要と認める事項
- 三 特別会計の各年度の決算に関する次に掲げる情報

イ 歳入歳出決算の概要

- ロ 一般会計からの繰入金金の額及び当該繰入金金の額が予算に計上した額と異なる場合にあつてはその理由
- ハ 借入金等の額及び借入金等の額が予算に計上した額と異なる場合にあつてはその理由
- ニ 歳入歳出の決算上の剰余金の額、当該剰余金が生じた理由及び当該剰余金の処理の方法
- ホ 当該年度末における積立金及び資金の残高
- ヘ その他特別会計において経理されている事務及び事業の内容に照らし必要と認める事項

- 2 前項の場合において、勘定に区分する特別会計においては、同項第一号に定める情報は、当該特別会計全体について作成するものとする。
- 3 交付税及び譲与税配付金特別会計に関する第一項の情報は総務大臣が、エネルギー対策特別会計に関する前二項の情報は経済産業大臣が、東日本震災復興特別会計に関する第一項の情報は復興大臣が、それぞれ調製するものとする。この場合において、エネルギー対策特別会計に関する前二項の情報の調製は経済産業大臣が、東日本震災復興特別会計に関する第一項の情報の調製は復興大臣が、それぞれ総括部局長に行わせるものとする。

（児童手当勘定における積立金からの補足）

- 第六十条 法第百十八条第二項に規定する政令で定める場合は、年金特別会計の児童手当勘定の毎会計年度の収納済歳入額から支出済歳出額、歳出の翌年度への繰越額及び法第百二十条第二項において準用する同条第一項第一号に規定する超過額に相当する金額（同条第二項第三号に係るものに限る。）を控除して不足する場合とし、法第百十八条第二項の規定により同勘定の積立金から補足する金額は、当該不足する額のうち、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条第一項各号に掲げる者からの拠出金に係るものに相当する金額とする。
- 2 前項の拠出金に係るものの範囲は、厚生労働大臣が財務大臣に協議して定める。
 - 3 年金特別会計の児童手当勘定の積立金は、児童手当法第十八条第一項に規定する被用者に係る児童手当交付金及び児童育成事業費の財源に充てるために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、同勘定の歳入に繰り入れることができる。

附 則

（年金特別会計における子ども手当に関する経理）

第十四条の二 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）による子ども手当に関する政府の経理が年

金特別会計において行われる場合における第六十条第一項及び第三項の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当勘定」とあるのは「子どもための金銭の給付勘定」と、同条第一項中「児童手当勘定」とあるのは「子どもための金銭の給付勘定」と、「拠出金」とあるのは「拠出金及び平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法第二十条第一項各号に掲げる者からの拠出金」と、同条第三項中「児童手当勘定」とあるのは「子どもための金銭の給付勘定」と、「児童手当交付金及び」とあるのは「児童手当交付金及び平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律第十八条第一項第一号に規定する被用者に係る子ども手当交付金並びに」とする。

2 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）による子ども手当に関する政府の経理が年金特別会計において行われる場合における第六十条第一項及び第三項の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当勘定」とあるのは「子どもための金銭の給付勘定」と、同条第一項中「児童手当勘定」とあるのは「子どもための金銭の給付勘定」と、「拠出金」とあるのは「拠出金」とあるのは「拠出金及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法第二十条第一項各号に掲げる者からの拠出金」と、同条第三項中「児童手当勘定」とあるのは「子どもための金銭の給付勘定」と、「児童手当交付金及び」とあるのは「児童手当交付金及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第十八条第一項第一号に規定する被用者に係る子ども手当交付金並びに」とする。

○ 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成十九年政令第三百八十二号）（抄）

（法第十七条第一項に規定する政令で定める事情）

第三条 法第十七条第一項に規定する政令で定める事情は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 納付義務者が法第十七条第一項に規定する滞納処分等その他の処分（以下「滞納処分等その他の処分」という。）の執行を免れる目的でその財産について隠ぺいしているおそれがあること。

二 納付義務者が滞納している特例納付保険料（法第二条第二項に規定する特例納付保険料をいう。以下同じ。）及び延滞金の額（納付義務者が、厚生年金保険法の規定による保険料、健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による保険料又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による保険料、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金その他これらの法律の規定による徴収金（厚生労働省令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）を滞納しているときは、当該滞納している保険料、拠出金又はこれらの法律の規定による徴収金の合計額を加算した額）が厚生労働省令で定める金額以上であること。

附則

(平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法に係る特例)

- 2 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号)附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(次項において「旧児童手当法」という。)第二十条の拠出金に関する第三条の規定の適用については、同条第二号中「昭和四十六年法律第七十三号」とあるのは、「昭和四十六年法律第七十三号。平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号)附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法を含む。」とする。

(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法に係る特例)

- 3 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号)第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条の拠出金に関する第三条の規定の適用については、同条第二号中「昭和四十六年法律第七十三号」とあるのは、「昭和四十六年法律第七十三号。平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号)第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号)附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法を含む。」とする。

○ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成二十六年政令第七十四号)(抄)

(平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなして改正後厚生年金保険法第百条の五第一項の規定を適用する場合等の特例)

第七十八条 平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなされた同項各号に掲げる徴収金又は加算金について厚生年金保険法施行令(昭和二十九年政令第十号)第四条の二の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
第三号	<p>保険料その他法（第九章を除く。第四条の五において同じ。）の規定による徴収金の額（納付義務者が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による保険料又は船員保険法の規定による保険料、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三百一十一号）の規定による特例納付保険料その他これらの法律の規定による徴収金（厚生労働省令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）を滞納しているときは、当該滞納している保険料、拠出金、特例納付保険料又はこれらの法律による徴収金の合計額を加算した額）</p>	<p>平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなされた同項各号に掲げる徴収金又は加算金の額</p>

2 前項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行令第四条の二第一号に該当し、かつ、同条第三号に該当しない納付義務者が健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による保険料、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による保険料、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金、改正後厚生年金保険法の規定による保険料（平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなされたものを除く。）、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法

律第三百三十一号)の規定による特例納付保険料その他これらの法律の規定による徴収金(厚生労働省令で定めるものを除く。)を滞納している場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)第六十三条第三号、船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号)第三十四条第三号、児童手当法施行令(昭和四十六年政令第二百八十一号)第七条の八第二項第三号及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令(平成十九年政令第三百八十二号)第三条第二号		その他これらの法律		その他これらの法律(以下この号において「厚年法等」という。)
		を滞納	又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第八十二条第二項の規定により厚生年金保険法の規定による保険料とみなされた同項各号に掲げる徴収金若しくは加算金(督促状を發してから厚生労働省令で定める期間を経過しているものに限る。以下この号において「平成二十五年厚生年金等改正法の規定による徴収金等」という。)を滞納	
(略)	又はこれらの法律の規定による徴収金	(略)	(略)	若しくは厚年法等の規定による徴収金又は平成二十五年厚生年金等改正法の規定による徴収金等
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)

3 第一項の場合において、平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなして適用する改正後厚生年金保険法第百条の五第一項の規定により滞納処分等その他の処分の権限を委任する場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

健康保険法施行令第六十三条、船員保険法施行令第三十四条、厚生年金保険法施行令第四条の二及び児童手当法施行令第七条の八第二項	次の各号	第二号及び第四号
(略)	(略)	(略)

4 第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行令第四条の二第一号及び第三号に該当する納付義務者以外の者に係る健康保険法第二百四条の二第一項、船員保険法第百五十三条の二第一項、厚生年金保険法第百条の五第一項、児童手当法第二十二条第四項及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第十七条第一項の規定により滞納処分等その他の処分の権限を委任する場合における第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行令第四条の二の規定の適用については、同条中「次の各号」とあるのは、「第二号及び第四号」とする。

○ 国と民間企業との間の人事交流に関する法律施行令（平成二十六年政令第九十三号）（抄）

（交流派遣警察庁所属職員等に関する児童手当法の特例）

第三条 交流派遣警察庁所属職員等に関する児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定の適用については、派遣先企業を同法第二十条第一項第三号に規定する団体とみなす。

○ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第四百四号）（抄）

（保育所の設置の認可の要件に関する経過措置）

第二条 整備法第六条の規定による改正後の児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「新児童福祉法」という。）第三十五条第五項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、整備法の施行の日（以下本則において「整備法の施行日」という。）以後にした行為によりこれらの規定に規

定する刑に処せられた者若しくは処分を受けた者又は整備法の施行日以後にこれらの規定に規定する行為を行った者について適用する。

○ 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）（抄）

第十四条の三 歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基き年度内にその支出を終らない見込のあるものについては、予め国会の議決を経て、翌年度に繰り越して使用することができる。

② 前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費という。

第四十二条 繰越明許費の金額を除く外、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。但し、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をなし避け難い事故のため年度内に支出を終らなかつたもの（当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基きこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。）は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

○ 会計法（昭和二十二年法律第三十五号）（抄）

第一条 一会計年度に属する歳入歳出の納付に関する事務は、政令の定めるところにより、翌年度七月三十一日までに完結しなければならない。

② 歳入及び歳出の会計年度所属の区分については、政令でこれを定める。

第二十条 各省各庁の長は、政令の定めるところにより、現金支払をなさしめるため、主任の職員をしてその保管に係る歳入金、歳出金又は歳入歳出外現金を繰り替え使用せしめることができる。

② 各省各庁の長は、前項の規定により、歳出金に繰り替え使用した現金を補填するため、その補填の資金を当該職員に交付することができる。

○ 財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）（抄）

（徴収部の所掌事務）

第九十一条 徴収部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一六（略）

七 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十二條第四項から第七項までの規定に基づき行う拠出金その他同法の規定による徴収金の徴収

に關すること。

八〇十 (略)

附則

(国税庁の所掌事務の特例)

第七条 当分の間、第九十条第一号中「内国税」とあるのは「内国税及び地方税法附則第九条の四から第九条の十六までに規定する譲渡割(以下「内国税等」という。)」と、「賦課」とあるのは「賦課並びに同法附則第五条の四第十二項の規定による通知」と、第九十一条第一号及び第二号並びに第九十二条第一号中「内国税」とあるのは「内国税等」とする。

2 当分の間、第九十一条第六号中「の徴収」とあるのは、「の徴収、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号)附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(以下「旧児童手当法」という。)」第二十二條第四項から第七項までの規定に基づき行う拠出金その他児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二條の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十二條第四項から第七項までの規定に基づき行う拠出金その他児童手当法の一部を改正する法律附則第十二條の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法の規定による徴収金の徴収」とする。

○ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令(平成八年政令第十八号)(抄)

(支援給付に係るその他の法令の適用)

第二十二條 支援給付が行われる場合における次の各号に規定する法令の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一〇二十一 (略)

二十二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第十七條、第十九條、第三十五條及び第四十三條の三の規定の適用については、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者と、支援給付を受けている者を被保護者とみなす。

二十三 高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成十九年政令第三百十八号)第十五條第一項の規定の適用については、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者とみなす。

二十四 難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百五十八号）第一条第一項の規定の適用については、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者と、支援給付を受けている者を被保護者とみなす。

二十五 勅令及び政令以外の命令の規定の適用に関し必要な事項は、当該命令を発する者が定める。

○国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

（特別の機関）

第八条の三 第三条の国の行政機関には、特に必要がある場合においては、前二条に規定するもののほか、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

第十二条 各省大臣は、主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、それぞれの機関の命令として省令を発することができる。

2 各外局の長は、その機関の所掌事務について、それぞれ主任の各省大臣に対し、案をそなえて、省令を発することを求めることができる。

3 省令には、法律の委任がなければ、罰則を設け、又は義務を課し、若しくは国民の権利を制限する規定を設けることができない。

○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）

（所掌事務）

第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

一 短期及び中長期の経済の運営に関する事項

二 財政運営の基本及び予算編成の基本方針の企画及び立案のために必要となる事項

三 経済に関する重要な政策（経済全般の見地から行う財政に関する重要な政策を含む。）に関する事項（次号に掲げるものを除く。）

三の二 国家戦略特別区域（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第一百七号）第二条第一項に規定する国家戦略特別区域をいう。第三項第三号の七において同じ。）における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図るための基本的な政策に関する事項

三の三 日本国憲法の国民主権の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革を推進するための基本的な政策に関する事項

- 四 科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策に関する事項
- 五 科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針に関する事項
- 六 前二号に掲げるもののほか、科学技術の振興に関する事項
- 六の二 研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出(研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成二十年法律第六十三号)第二条第五項に規定するものをいう。第三項第七号の三及び第二十六条第一項第四号において同じ。)の促進を図るための環境の総合的な整備に関する事項
- 六の三 宇宙の開発及び利用(以下「宇宙開発利用」という。)の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する事項
- 七 災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興(第三項第八号を除き、以下「防災」という。)に関する基本的な政策に関する事項
- 八 前号に掲げるもののほか、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における当該災害への対処その他の防災に関する事項
- 九 男女共同参画社会の形成(男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)第二条第一号に規定するものをいう。以下同じ。)の促進を図るための基本的な政策に関する事項
- 十 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成を阻害する要因の解消その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する事項
- 十一 沖縄に関する諸問題に対処するための基本的な政策に関する事項
- 十二 前号に掲げるもののほか、沖縄の自立的な発展のための基盤の総合的な整備その他の沖縄に関する諸問題への対処に関する事項
- 十三 北方地域(政令で定める地域をいう。以下同じ。)に関する諸問題への対処に関する事項
- 十四 青少年の健全な育成に関する事項
- 十五 金融の円滑化を図るための環境の総合的な整備に関する事項
- 十六 食品の安全性の確保を図る上で必要な環境の総合的な整備に関する事項
- 十七 消費者基本法(昭和四十三年法律第七十八号)第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念の実現並びに消費者が安心して豊かな消費生活を営むことができる社会の実現のための基本的な政策に関する事項
- 十八 食育の推進を図るための基本的な政策に関する事項
- 十九 子ども及び子どもを養育している者に必要な支援をするための基本的な政策並びに少子化の進展への対処に関する事項
- 2 前項に定めるもののほか、内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、高齢化の進展への対処、障害者の自立と社会参加の促進、交通安全の確保、犯罪被害者等の権利利益の保護、自殺対策の推進及び子どもの貧困対策の推進に関する政策その他の内閣の重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、当該重要政策に関し行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 内外の経済動向の分析に関すること。
- 二 経済に関する基本的かつ重要な政策に関する関係行政機関の施策の推進に関すること(他省の所掌に属するものを除く)。
- 三 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第十七号)第四条第一項に規定する特定事業の実施に関する基本的な方針の策定及び推進に関すること。
- 三の二 構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)第四条第一項に規定する構造改革特別区域計画の認定に関すること。
- 三の三 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第五条第一項に規定する地域再生計画の認定に関すること、同法第十三条第一項の交付金を充てて行う事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること、同法第十四条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する地域再生支援利子補給金の支給に関すること並びに同法第十五条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する利子補給金の支給に関すること。
- 三の四 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年法律第五十一号)第七条第一項に規定する公共サービス改革基本方針の策定並びに官民競争入札及び民間競争入札の実施の監理に関すること。
- 三の五 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律(平成十八年法律第十六号)第七条第一項に規定する道州制特別区域計画に関すること。
- 三の六 総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)第八条第一項に規定する国際戦略総合特別区域の指定に関すること、同法第十二条第一項に規定する国際戦略総合特別区域計画の認定に関すること、同法第二十八条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する国際戦略総合特区支援利子補給金の支給に関すること、同法第三十一条第一項に規定する地域活性化総合特別区域の指定に関すること、同法第三十五条第一項に規定する地域活性化総合特別区域計画の認定に関すること、同法第五十六条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する地域活性化総合特区支援利子補給金の支給に関すること並びに総合特別区域(同法第二条第一項に規定する総合特別区域をいう。)における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- 三の七 国家戦略特別区域の指定に関すること、国家戦略特別区域法第八条第一項に規定する区域計画に関すること、同法第二十八条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する国家戦略特区支援利子補給金の支給に関すること並びに国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- 四 市場開放問題及び政府調達に係る苦情処理に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- 五 経済活動及び社会活動についての経済理論その他これに類する理論を用いた研究(大学及び大学共同利用機関におけるものを除く。)に関すること。

六 国民経済計算に関すること。

六の二 第一項第三号の三の改革を推進するための基本的な政策に関する施策の実施の推進及びこれに必要な関係行政機関の事務の連絡調整に関

すること。

- 七 科学技術基本計画(科学技術基本法(平成七年法律第三百十号)第九条第一項に規定するものをいう。)の策定及び推進に関すること。
- 七の二 科学技術に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること。
- 七の三 研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的な整備に関する施策の推進に関すること。
- 七の四 宇宙開発利用に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- 七の五 宇宙開発利用の推進に関すること(他省の所掌に属するものを除く。)
- 七の六 多様な分野において公共の用又は公用に供される人工衛星等(人工衛星及び人工衛星に搭載される設備をいう。)で政令で定めるもの及びその運用に必要な施設又は設備の整備及び管理に関すること。
- 七の七 前三号に掲げるもののほか、宇宙開発利用に関する施策に関すること(他省の所掌に属するものを除く。)
- 七の八 防災に関する施策の推進に関すること。
- 八 防災に関する組織(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二章に規定するものをいう。)の設置及び運営並びに防災計画(同法第二条第七号に規定するものをいう。)に関すること。
- 八の二 被災者の応急救助及び避難住民等(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第一百二十二号)第七十五条第一項に規定するものをいう。)の救援に関すること。
- 九 激甚災害(激甚じん災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)第二条第一項に規定するものをいう。)及び当該激甚災害に対し適用すべき措置の指定に関すること。
- 十 特定非常災害(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第二条第一項に規定するものをいう。)及び当該特定非常災害に対し適用すべき措置の指定に関すること。
- 十一 被災者生活再建支援金(被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)第三条第一項に規定するものをいう。)の支給に関すること。
- 十二 台風常襲地帯(台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法(昭和三十三年法律第七十二号)第三条第一項に規定するものをいう。)及び災害防除事業(同法第二条第一項に規定するものをいう。)の指定に関すること。
- 十三 避難施設緊急整備地域(活動火山対策特別措置法(昭和四十八年法律第六十一号)第二条第一項に規定するものをいう。)及び降灰防除地域(同法第十二条第一項に規定するものをいう。)の指定に関すること。
- 十四 大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法律第七十三号)に基づく地震防災対策に関すること。
- 十四の二 原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第五十六号)第二条第一号に規定する原子力災害(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第五十五条第七項第一号に規定する武力攻撃原子力災害を含む。)に対する対策に関すること。
- 十四の二の二 原子力基本法(昭和三十年法律第八十六号)第三条の三に規定する原子力防災会議の事務局長に対する協力に関すること。

十四の二の三 原子力災害対策特別措置法第十五条第二項に規定する原子力緊急事態宣言、同条第三項に規定する緊急事態応急対策に関する事項の指示及び同条第四項に規定する原子力緊急事態解除宣言を行うこと並びに同法第十六条第一項に規定する原子力災害対策本部の設置及び運営に関すること。

十四の三 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十四年法律第九十二号)に基づく地震防災対策に関すること。

十四の四 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十六年法律第二十七号)に基づく地震防災対策に関すること。

十四の四の二 首都直下地震対策特別措置法(平成二十五年法律第八十八号)に基づく地震防災対策に関すること。

十四の五 東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)第四条第九項に規定する復興推進計画の認定に関すること、同法第四十条第一項に規定する指定金融機関の指定及び復興特区支援助子補給金の支給に関すること、同法第四十六条第一項に規定する復興整備計画の推進に関すること、同法第七十七条第一項に規定する復興交付金事業計画に関すること、同法第七十八条第三項に規定する復興交付金の配分計画に関すること並びに同法第二条第三項に規定する復興推進事業、同法第四十六条第二項第四号に規定する復興整備事業及び同法第七十八条第一項に規定する復興交付金事業等に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

十五 第七号の八から前号までに掲げるもののほか、防災に関する施策に関すること(他省の所掌に属するものを除く。)

十六 男女共同参画基本計画(男女共同参画社会基本法第十三条第一項に規定するものをいう。)(の作成及び推進に関すること。

十七 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する事務のうち他省の所掌に属しないものの企画及び立案並びに実施に関すること。

十八 沖縄(沖縄県の区域をいう。以下同じ。)(における経済の振興及び社会の開発に関する総合的な計画(以下「振興開発計画」という。)(の作成及び推進に関すること。

十九 振興開発計画に基づく事業に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整及び当該事業で政令で定めるものに関する関係行政機関の経費(政令で定めるものを除く。)(の配分計画に関すること(文部科学省及び環境省の所掌に属するものを除く。)(。

二十 前二号に掲げるもののほか、沖縄における経済の振興及び社会の開発に関すること(他省の所掌に属するものを除く。)(。

二十一 沖縄振興開発金融公庫の業務に関すること。

二十二 沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法(昭和五十二年法律第四十号)の規定による駐留軍用地等以外の土地に係る各筆の土地の位置境界の明確化等に関すること。

二十三 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての国民世論の啓発に関すること。

二十四 北方地域に生活の本拠を有していた者に対する援護措置その他北方地域に関する事務(外務省の所掌に属するものを除く。)(の推進に関すること。

- 二十五 本土（北方地域以外の地域をいう。以下同じ。）と北方地域にわたる身分関係事項その他の事実についての公の証明に関する文書の作成に
関すること。
- 二十六 本土と北方地域との間において解決を要する事項についての連絡、あつせん及び処理に関すること。
- 二十六の二 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号）第十二条第一項に規定
する基本計画の作成及び推進に関すること。
- 二十六の三 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第八条第一項に規定する子ども・若者育成支援推進大綱の作成及び推進
に関すること。
- 二十七 前二号に掲げるもののほか、青少年の健全な育成に関する関係行政機関の事務の連絡調整及びこれに伴い必要となる当該事務の実施の推
進に関すること。
- 二十七の二 食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）第十一条第一項に規定する食品健康影響評価に関すること。
- 二十七の三 食育推進基本計画（食育基本法（平成十七年法律第六十三号）第十六条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。
- 二十七の四 少子化に対処するための施策の大綱（少子化社会対策基本法（平成十五年法律第三百三十三号）第七条に規定するものをいう。）の作成及
び推進に関すること。
- 二十七の五 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）に規定する子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している
者に必要な支援に関すること（同法第六十九条に規定する拠出金の徴収に関するものを除く。）。
- 二十七の六 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に規定するも
のをいう。）に関する制度に関すること。
- 二十八 栄典制度に関する企画及び立案並びに栄典の授与及びはく奪の審査並びに伝達に関すること。
- 二十九 外国の勲章及び記章の受領及び着用に関すること。
- 三十 内閣総理大臣の行う表彰に関すること。
- 三十一 国民の祝日に関すること。
- 三十二 元号その他の公式制度に関すること。
- 三十三 国の儀式並びに内閣の行う儀式及び行事に関する事務に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。
- 三十四 迎賓施設における国賓及びこれに準ずる賓客の接遇に関すること。
- 三十五 国民生活の安定及び向上に関する経済の発展の見地からの基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（消費者庁の所掌に属す
るものを除く。）。
- 三十六 市民活動の促進に関すること。

- 三十七 官報及び法令全書並びに内閣所管の機密文書の印刷に関すること。
- 三十八 政府の重要な施策に関する広報に関すること。
- 三十九 世論の調査に関すること。
- 三十九の二 公文書等(公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)第二条第八項に規定するものをいう。)の管理に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 四十 公文書館に関する制度に関すること。
- 四十一 前二号に掲げるもののほか、公文書等の管理に関する法律第二条第六項に規定する歴史公文書等(国又は独立行政法人国立公文書館が保管するものに限り、現用のものを除く。)の保存及び利用に関すること(他の機関の所掌に属するものを除く。)
- 四十一の二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号及び同条第十五項に規定する法人番号の利用に関すること(他省の所掌に属するものを除く。)
- 四十二 削除
- 四十三 高齢社会対策の大綱(高齢社会対策基本法(平成七年法律第二百二十九号)第六条に規定するものをいう。)の作成及び推進に関すること。
- 四十四 障害者基本計画(障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第十一条第一項に規定するものをいう。)の策定及び推進に関すること。
- 四十五 交通安全基本計画(交通安全対策基本法(昭和四十五年法律第一百十号)第二十二条第一項に規定するものをいう。)の作成及び推進に関すること(国土交通省の所掌に属するものを除く。)
- 四十六 犯罪被害者等基本計画(犯罪被害者等基本法(平成十六年法律第六十一号)第八条第一項に規定するものをいう。)の作成及び推進に関すること。
- 四十六の二 自殺対策の大綱(自殺対策基本法(平成十八年法律第八十五号)第八条に規定するものをいう。)の作成及び推進に関すること。
- 四十六の三 子どもの貧困対策に関する大綱(子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十四号)第八条第一項に規定するものをいう。)の作成及び推進に関すること。
- 四十六の四 アルコール健康障害対策推進基本計画(アルコール健康障害対策基本法(平成二十五年法律第九号)第十二条第一項に規定するものをいう。)の策定及び推進に関すること。
- 四十七 原子力の研究、開発及び利用に関する関係行政機関の事務の調整に関すること(安全の確保のうちその実施に関するものを除く。)
- 四十八 地方制度に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。
- 四十九 選挙制度に関する重要事項に係る事務の連絡調整に関すること。
- 五十 国会等(国会等の移転に関する法律(平成四年法律第九号)第一条に規定するものをいう。)の移転先の候補地の選定及びこれに関連する事項に係る事務の連絡調整に関すること。

- 五十の二 統計及び統計制度に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。
- 五十一 租税制度に関する基本的事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。
- 五十二 国際平和協力業務(国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)第三条第三号に規定するものをいう。)
及び物資協力(同条第四号に規定するものをいう。)(に関すること(他省の所掌に属するものを除く。))。
- 五十二の二 科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡に関すること。
- 五十三 情報公開・個人情報保護審査会設置法(平成十五年法律第六十号)第二条に規定する調査審議に関すること。
- 五十四 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律(平成十四年法律第四百十三号)第二条、第四条から第六条まで、第十一条の二、第十一条の三、第十四条及び附則第二条に規定する事務(他省の所掌に属するものを除く。)
- 五十四の二 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第九条第一項に規定する基本計画の認定に関すること。
- 五十四の三 公益社団法人及び公益財団法人に関すること。
- 五十四の四 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第十八条の七第二項及び第六百六条の五第二項に規定する事務
- 五十四の五 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第十八条第二項に規定する事務
- 五十五 所掌事務に係る国際協力に関すること。
- 五十六 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。
- 五十七 宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第二条に規定する事務
- 五十八 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第二十七条の二に規定する事務
- 五十九 警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五条第二項及び第三項に規定する事務
- 六十 金融庁設置法(平成十年法律第三十号)第四条に規定する事務
- 六十一 消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)第四条及び第六条第二項に規定する事務
- 六十二 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)(に基づき内閣府に属させられた事務

(内閣総理大臣の権限)

第七条 内閣総理大臣は、内閣府の事務を統括し、職員の服務について統督する。

3 内閣総理大臣は、内閣府に係る主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、内閣府の命令として内閣府令を発することができる。

(特命担当大臣)

- 第九条 内閣総理大臣は、内閣の重要政策に関して行政各部の施策の統一を図るために特に必要がある場合においては、内閣府に、内閣総理大臣を助け、命を受けて第四条第一項及び第二項に規定する事務並びにこれに関連する同条第三項に規定する事務(これらの事務のうち大臣委員会等の所掌に属するものを除く。)を掌理する職(以下「特命担当大臣」という。)を置くことができる。
- 2 特命担当大臣は、国務大臣をもって充てる。

(設置)

第四十条 本府に、北方対策本部、子ども・子育て本部及び金融危機対応会議を置く。

(子ども・子育て本部)

- 第四十一条の二 子ども・子育て本部は、第四条第一項第十九号及び第三項第二十七号の四から第二十七号の六までに掲げる事務をつかさどる。
- 2 子ども・子育て本部の長は、子ども・子育て本部長とし、第十一条の三の特命担当大臣をもって充てる。
- 3 子ども・子育て本部長は、子ども・子育て本部の事務を統括する。
- 4 子ども・子育て本部長は、子ども・子育て本部の所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求め、又は意見を述べることができる。
- 5 子ども・子育て本部に、子ども・子育て副本部長を置く。
- 6 子ども・子育て副本部長は、子ども・子育て本部長の職務を助ける。
- 7 子ども・子育て本部に、所要の職員を置く。
- 8 第二項から前項までに定めるもののほか、子ども・子育て本部の組織に関し必要な事項は、政令で定める。